
平成23年 第7回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成23年 9月12日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成23年 9月12日 午前 9 時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員（14名）

1 番 板 井 隆君	2 番 仲 田 司 朗君
3 番 雑 賀 敏 之君	4 番 植 田 均君
5 番 景 山 浩君	6 番 杉 谷 早 苗君
7 番 赤 井 廣 昇君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 仲 田 憲 史君

書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 加 藤 潤君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 石 賀 志 保君

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	坂 本 昭 文君	副町長 —————	藤 友 裕 美君
教育長 —————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者 ———	田 中 耕 司君
総務課長 —————	森 岡 重 信君	財政専門員 —————	板 持 照 明君
企画政策課長 —————	谷 口 秀 人君	地域振興専門員 ———	長 尾 健 治君
税務課長 —————	分 倉 善 文君	町民生活課長 —————	加 藤 晃君
教育次長 —————	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長 ———	野 口 高 幸君
病院事務部長 —————	陶 山 清 孝君	健康福祉課長 —————	伊 藤 真君
福祉事務所長 —————	頼 田 光 正君	建設課長 —————	頼 田 泰 史君
上下水道課長 —————	真 壁 紹 範君	産業課長 —————	景 山 毅君
監査委員 —————	須 山 啓 己君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、次の 2 人を指名します。

2 番、仲田司朗君、3 番、雑賀敏之君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

1 2 番、秦伊知郎君の質問を許します。

1 2 番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 皆さん、おはようございます。秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告どおり 2 点について質問をさせていただきます。

その前に、このたびの台風 1 2 号にて被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは質問をさせていただきます。御答弁の方よろしくお願いいたします。

8 月 1 2 日の議会全員協議会において、阿賀地内の国道 1 8 0 号線東側の農地、これは丸合からなんぶ葬祭、さくらホールまでであります。敷地面積 1 万 4 , 4 5 3 平方メートル、約 4 , 3 0 0 坪の土地に複合型商業施設の進出計画が示されました。現在、地権者との用地の借り上げ交渉がなされていると聞きますが、企業から町に示された事業計画の内容、開店までのスケジュール等の説明を求めます。

次に、4 , 3 0 0 坪の複合型施設は地域の環境を大きく変えるというふうに思います。上阿賀地区は昔から国道を挟んで商店、また、しょうゆ等の製造業があり、法勝寺商店街に次ぐ地域でした。今では商店は二、三軒になりましたが、クリニック、建設会社、スーパーマーケット、ホームセンター、葬祭会館、仕出しセンター、J A 支所等があり、進出された企業、施設などには肝要な地区であります。今回計画されている 4 , 3 0 0 坪の施設は集落のほぼ中心地です。敷地内には町道があり、農道、通学路が隣接しています。また、2 4 時間営業されるテナントもあるとのことですが、交通、治安、騒音、農業への影響等、十分な対応、配慮が必要ではないかと考えますが、町としてはどのような指導をなされていくのかお考えを伺いたいと思います。

次に、過疎地域での買い物支援システムについて伺います。

8 月 2 8 日の日本海新聞に、佐治・買い物代行サービス 1 カ月との記事がありました。内容は、鳥取市佐治町は高齢化率が 4 0 % を超え、高齢化が進んだ地域。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も多い。以前は日用品や食料品を扱う個人商店が大きな集落に 1 つずつあったが、過疎化の進行とともに減少。バスの走っていない地域もあり、食料や生活必需品の確保は暮らしの上での課題。高齢者を支えるために第三セクターさじ式拾壺が市に事業指定をし、スタートした。同町ではケーブルテレビ、これは C A T V ですが、加入率が 8 9 % と高く、C A T V のぴょんぴょんネットと提携。週がわりで商品を放送し、さじ式拾壺が注文を受け、商品を届けている。来

年３月までの市のモデル事業として補助金を得て行われるが、その後はさじ式拾壹が単独で運営することになる。利益率が低いため収益事業として成立するかどうかは未知数だが、福祉サービスの観点からも必要な事業で存続させたいとありました。

南部町でも高齢化率約３０％、過疎化の進行と大型店の進出により、山間部はもとより比較的人口の多い法勝寺、東西町、天萬地区でも商店がなしか減少しています。山間地のバス対策も依然として進んでいません。食料や生活必需品の確保は暮らしの上で大きな課題であります。ＣＡＴＶの加入率は８６ないし８７％と思いますが、なんぶＳＡＮチャンネルという独自のチャンネルがあります。このチャンネルを活用し、買い物支援システムを立ち上げてはと思いますが、いかがでしょうか。また、日南町では福祉、これは高齢者の生活支援、商工、これは地域、商店の存続、これらの視点からＣＡＴＶ網を活用した情報システムを構築し、実証実験期間、これは平成２０年１１月から２１年１月までの期間であります、実証期間を経過し、買い物支援事業が本稼働しています。

２町を例に挙げましたが、どちらも収益事業としての存続には多様な問題があると思いますが、生活支援の点からは必要な事業と思います。南部町でもＣＡＴＶの特性を生かした買い物支援事業は考えられるのか伺って、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。秦議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

まず最初に、阿賀地区に進出する商業施設についてでございます。

まず、計画されている概要でございますけれども、開発計画を行いますのは、岡山市に本社があります日本地所倉庫株式会社という会社でございます。町には本年６月に同社より店舗進出計画の提示がありました。７月中旬より各地権者の皆様との交渉を開始されるということでしたので、時期を同じくして町から地元農業委員さん、地元議員さん、商工会長にも報告をいたしております。

店舗進出が計画されております場所については、阿賀地区の丸合西伯店に隣接する農地からなんぶ葬祭、さくらホールまでの農地であります。計画敷地面積は全体で１万４，４５３平方メートル、４，３００坪となります。また、進出が予定される店舗の種類は、ホームセンター、衣料品店、１００円均一店、飲食店など伺っております。秦議員の言われましたとおり、各店舗のオープンは来年の８月ごろとして現在計画を進めておられるところであります。

次に、商業施設の進出により計画地の阿賀地区の環境が大きく変化するのではないか、それに対する対応についてお尋ねでございます。まず、当該地は農業振興地域の除外地域の設定地で

ざいます。このような商業施設の進出を見込んだ土地になっております。店舗などの開発、設置に当たりましては、その規模により都市計画法による開発行為許可、大規模小売店舗立地法、大規模集客施設立地条例などの法律に基づきまして、店舗などの開発、設置者が届け出を行い、県から認可を受けて行うこととなります。

議員が御心配されますように、商業施設が進出しますと関係店舗への来客者や関係業者の自動車などの往来がふえますので、自動車交通量や騒音、振動が推測されます。このような想定される影響につきましては騒音予測調査や交通量調査が行われ、県は地元町村からの意見も踏まえ、周辺地域の生活環境の保持が適正に行われるように開発者や設置者の自主対応策の提示を求めまして認可することになります。町も意見書提出の際には資料を総合的に確認してまいります。なお、開発行為の許認可の際には地元の同意も要件の一つとなっているようでありますので、事業者から地元説明会が開催されると思います。事業者は今後、施設整備計画や店舗計画をもとに具体的に関係機関との協議や許認可手続を進める予定であるように伺っております。交通安全対策を初め、商業施設が進出することによる影響はこのほかにもあるかもわかりませんが、町としましてはその都度、影響ある案件について関係する機関との協議を重ねてまいりたいと思っております。

商工関係につきましては雇用も店舗全体で100名程度が予定されておまして、地元の雇用の場の創設や経済の発展にも大いに期待するところであります。反面、従来からの町内でなりわいをされている小規模、零細な商店にとって影響がないとは言えません。町では南部町商工会と連携し、情報共有を密にし、頑張っていかれる地元の商店の皆様に対する支援について検討してまいりたいと思っております。

今回の商業施設の進出は民間主導で計画が進められている事業ですが、実現しますと町民の皆様の買い物などの利便性が図られ、現在ある店舗など施設含めて、一帯が商業ゾーンとしてさらに活気ある町づくりの効果が期待できます。町としましては今回の商業施設の進出をおおむね好感を持っておまして、今後計画が具体化されるに当たり、関係機関との連携を図り、町全体の振興につながるよう協力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、過疎地域での買い物支援システムについてであります。

移動手段を持たず、日常的な買い物が困難な方、いわゆる買い物弱者につきましては、議員御指摘のように過疎の進行により交通不便地域におきましては南部町におきましてもいらっしゃると認識をいたしております。買い物支援といたしましては、買い物代行、移動販売、宅配などい

ろいろとあると思います。現在の本町における買い物弱者の方の中には、生活物資の買い物として移動販売を利用されております。移動販売においては、生活物資の購入以外に顔を直接会わせてのコミュニケーションをとる機会となっている現状もあるようでございますし、移動販売なども必要なものと考えております。

議員もCATV網を使った例として日南町や鳥取市佐治町のケースを挙げておられますが、日南町は平成20年度から実証実験を実施した結果、CATVで使用するSTB用のリモコンを利用して買い物支援システムで注文し、自宅に配送してもらう仕組みを平成21年度途中から開始されております。なお、STBとはセットトップボックスの略でございまして、ケーブルテレビ放送などの放送信号を受信して一般のテレビで視聴可能な信号に変換する装置のことです。通常、テレビのそばにある黒い箱状の機械のことです。

また、鳥取市佐治町では、町の第三セクターによって買い物代行サービスを本年7月から実証実験を行っておられます。利用者がCATVなどで紹介された商品を見て注文し、買い物を代行して依頼者の自宅へ配達するという仕組みであります。CATV網を利用することにより見守り的な安否確認にも通じることで、福祉的なサービスの役割も担っているようです。CATVを活用した買い物支援システムにつきましては、だれでも簡単に操作ができるものでなければ皆さんが活用していただけないと思います。日南町が導入されていますテレビのリモコンにしても、今のリモコンはいろいろと機能がついておりますので使用される可能性の高い高齢者に手軽に簡単に使ってもらえるような機器というのは難しいものだと思っております。また、買い物支援の購入先についてですが、購入先が町内の商店となれば町内の商店の活性となりますので、配達も含めて雇用に広がっていけばいいのではと考えております。

しかし、先進的な取り組みをされているところにおかれましては実績が乏しいようですし、やはり操作性は簡単でなければならないということでございます。現在のCATV網を活用していくことは買い物支援システムだけでなく、医療や保健、福祉の面においても有効な手段と認識しておりますので、今後も総合的にCATVの活用について検討を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 御答弁どうもありがとうございました。

阿賀地内に進出予定の複合型商業施設であります。つい最近、議会の議員の研修会で、同町でありましたが、そのときの講演会の講師、これは坂本誠さんという方でしたかね。人口減少社会における町村の将来という題でお話をされました。町長もそのときに同席されておられました。

ので多分おわかりになったと思いますが、これから町が活性化していく一つの方法として、アンケートが伯耆町二部地区でとられていました。住み続けていく上での悩み、問題点という中で、身近に買い物ができる場所がない、これが若い人たちに多かった結果があります。今回の商業施設、隣にスーパーマーケットがあり、そしてホームセンター、あるいは食堂街、また、衣料品店等、総合型のものができれば若い人たちが買い物をするのに非常に立地的に便利になってくる。病院もあり、また、国道180号線も今完備されようとしています。町としての魅力度が増すというふうに思いますが、これらを生かした町づくり、町長は先ほど少ししか触れませんでした、将来的にはこれらを核とした町づくりはどのように考えておられるのか、もし御所見がありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は南部町は基幹は農業の町だというように考えておりまして、やはりこの農業、工業、あるいは商業、これらがバランスのよい発展を遂げていく中に南部町の発展もあるのではないかと、このように考えております。そういう意味で、工業については原の工業団地やグリコなど優秀企業が立地をしていただいております、それなりの成果をおさめておるというように思うわけですが、いささかこの買い物の場所、商業の振興については弱いところがあったように思っております、このたびのこの日本地所の進出によりまして一層バランスのよい町づくりというものが展望できるようになるだろうと、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 確かに大型店の進出ということで町内の買い物は米子に出ていかなくても十分な対応ができるようになるわけですが、その反面、町長も答弁の中で少し触れられましたが、既存の商店街、個人商店街というのは残念ながら今回の大型店の進出で生き残るのが非常に難しい状況になってくるのではないかなというふうに考えています。

旧西伯町であります、商店というか小売店の意向を考えていただければ、丸合が出てきたときに既存の商店街というのは大部分が廃業、あるいは縮小せざるを得ませんでした。今回、衣料品、ホームセンターの巨大なものが出てくるわけですが、残った個人商店の方々も残念ながら先が非常に苦しい状況になってまいります。町長はその対策として商工会を中心とした支援を考えていきたいというふうにおっしゃっておりますが、商工会そのものの存続が難しいのではないかなというふうに考えております。具体的にどのような対策がなされるかは現在の時点では定かではございませんが、ぜひ商工会、あるいは既存の商店に対して支援が可能ならば町とし

て何らかの施策をしていただきたいと思いますのですが、その点につきましてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。大型店の進出に伴って、この地元の中小零細業者といった方が大きな影響を受けるということは、これは全国各地で起こっておることでございます、このたびの阿賀地内への進出によって既存の中小零細業者の方がその影響を全く受けないということは、これはないと思うわけではありますが、要は、私はそうかといってこれを一切拒絶して、中小零細企業の振興を図っていくというのがいいのかどうなのかということについても、これも疑問がございます。やはりこのような機会をとらまえて、チャンスとして受けとめていただいて、商売の道を広げていただくようなことにならんだろうかというように思うわけです。例えばテナントとして入るとかそういうやり方もあらうと思いますが、受け身でばかりおってはいきと衰退の道しか残されていないと思いますから、やっぱり前向きにとらえて商売を進めていっていただきたいというように思います。

それと南部町における現在残っておられます中小零細の商業者の方については、本当に長年にわたって営業活動をなさってきて培ってこられた消費者がついておられるわけであります。これは非常に強いというように思います。ただ金額が安いとか便利がいいとかいうことだけではなくて、やっぱり長年のお付き合いの中で信頼を勝ち得て商売をなさっておられる方が大半でございます、私はやっぱりそういう地縁に基づいた営業のやり方というものも決して捨てるべきではない。むしろそういう分野にある程度特化してでも生き残りをかけて頑張っていくべきではないかというようなことも思うわけであります。思うは思っても影響がある部分については支援をしていかんといけんということは間違いなことでありまして、これ、商工会を通じて必要な融資や、あるいは補助や、そういうことについてお世話をしていきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 決して大型店の進出に反対しているわけではありませんので。ただ、そういう既存の商店があるということを町長も十分理解されておられますし、できる限りの支援をしていきたいというふうにおっしゃっておられますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、地内の環境が変わるのではないかなという質問させていただきました。ちょうど私の家の前が進出計画の真ん前になりますんで、店が終わって電気を消すときにあたり見ますと真っ暗になりますが、来年からはこの前が明かりがついている地区になるんだなというふうを考えますと、やはり環境が変わるのではないかなというふうには感じられます。敷地内の中に町道もありますし、それから先ほど申しましたように通学道路、あるいは農地、農道があります。それ

らを含めて交通の問題でやはり若干の問題点が生じる可能性はなきにしもあらずだというふうに考えておりますので、町としても適切な指導をしていきたいというふうにおっしゃっておられますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、次の質問の再質問にさせていただきますが、CATVを使った買い物支援システム、なぜこれを考えたかという、新聞にも記事は出ていましたが、もう一つはやはりこの大型店の進出によって地域の中小、個人商店がなくなってしまうと。それで町長もおっしゃいましたが、その個人商店というのは単に物を売るだけではなくコミュニティーの場になっていると。そういうものがなくなってしまうし、それから山間地の高齢者の方々が買い物をするのにやはりバス対策が十分でなくてなかなか買い物に出かけられない。そういう方々に私たちが15億ぐらいですか、の巨費を投じてつくりましたCATVの活用はできないのかという発想から考えたわけであります。この事業が始まる前に、CATVの施設というのは双方向の通信機能を持っていて、それを活用して介護、医療、防災等の情報が共有できるというお話がありましたが、現在そのような試みはなされていない状況ではないかと思っておりますが、これはそういう状況になっていないのか、あるいは事業的に難しいのか、その点はどうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このCATV網は、さっき15億とかなんとか……。

○議員（12番 秦 伊知郎君） いや、その辺はちょっとはっきりわかりませんので……。

○町長（坂本 昭文君） おっしゃったですけど、これはそんなにかかっておりません。後ほど課長が正確な数字を申し上げますが。

双方向でやりとりができるというところにこの魅力があるわけだというように私も学んできましたし、それから実際にこのケーブルの布設と同時にそういうサービスを開始したらどうかと、スタートしたらどうかということで提案もいただいたわけであります。これは安否確認や、あるいは血圧測定だとか健診ですね、健康診断、そういうところにまで可能性の広がった提案であります。非常にすぐれたサービスが用意されておりますけれども、今の時点では莫大な、またさらなる投資がかかるというようなこともありまして検討中だと。財布の中身と相談しながら検討している、そういう状況でございます。決してあきらめたわけではないわけですが、待っておれば次から次へ新しいサービスが出るわけでありまして、そういう機器の進歩といったようなこともあって、今、若干足踏みになっておりますけれども、そういう双方向、住民の皆さんとの双方向でさまざまな課題を解決していくというようなことについて、もっと活用の幅が広がらないのかということは検討しておるところであります。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。ケーブルテレビの投資額でございます。１７年、１８年の２カ年で整備をいたしまして、６億２，０００万でございます。ケーブルテレビの整備や保守管理などございますが、施工・管理でございますけども、２カ年で６億２，０００万でございます。

そして先ほど双方向性ということでございまして、現在全く使用していないということではございませんでして、御存じのように鳥取大学と西伯病院のおしどりネットのシステムや、教育関係では図書館の総合検索システムをＣＡＴＶの特性でございます双方向性を利用して活用しているところでございますし、双方向性ではございませんが、ケーブルテレビの特性を利用いたしましてなんぶＳＡＮチャンネルの自主放送番組なども町内に放映をしてるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（１２番 秦 伊知郎君） どうも失礼いたしました。事業費を随分過大に説明してしまいましたので、申しわけありません。６億２，０００万ということですので、訂正させていただきます。

双方向の事業というのは、現在おしどりネットとか図書館の件で活用されているということでありますが、私たちが説明受けたときよりは残念ながらその活用の状況というのはなかなか目に見えていないというのが現状ではないかなというふうに思います。この鳥取市佐治町であります。これは４０％の高齢化率ということで山間地が過疎、あるいは交通の不便地域がたくさんあるということで、このＣＡＴＶを使った販売網を立ち上げて住民の方に、特に高齢者、独居の高齢者の方にサービスしているということであります。私たちの町も現在循環バス、あるいは総合交通システムということで山間地のバス対策ということを行っていますが、共助交通システムというのは今議会に提出されまして１０月から実施というふうに予定がなされていますが、しかしなかなか山間地の方々の足ってものの確保が難しいという状況であろうというふうに思います。そういうバスだけに頼るのではなくこういうインターネットというようなものを、ＣＡＴＶというようなものを活用して、やはり一つの施策として買い物支援をしたらどうかと。これですべてができる、バス対策ですべてが解決するというものではないというふうに思います。多様な面、多様な方法を使いながら支援をしていくのが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このバス対策は買い物ばかりではなくて、通院だと

かそういう、あるいは公務、公用を、役所に用事があったりしたときに利用するとか、さまざまなことにこれは利用されるわけであります。

買い物につきましては、おっしゃるようにこういうサービスをして便宜を図ればいいわけですが、けれども、例えば佐治あたしでは結局その配達をする運営資金ですね、これをだれが負担するかということですね。これを料、品物に転嫁をいたしますと、100円のものが300円ぐらいにもなるというようなことだろうというように思うわけでして、やっぱりここに私は、一時的に思いつくのはできてもこれが持続的にずっと続いていくのかということについていささか疑問があるわけです。そこに税の投入とか公的な支援がなければ、そういう経済社会におけるアンバランスなことは持続していかないというように思っておりまして、なかなか今すぐそういうことをやってみましょうということにはならないと思っております。

私も中山間地におりますので買い物のことを申し上げますと、これ、子供たちが米子の方に出たときに買ってくるということもありますけれども、移動販売車が週に2回来ます。週に2回。そのときに、例えばすぐ必要でないけれどもお願いしたいというようなことを頼んでおきますと、間違いなく次の来られるときには持ってきていただけると。こういう非常に便利のいい移動販売車が現に運営なさっておられます。私は中山間の大方の人、入蔵の、例えば多くの方が、独居の方などがこの移動販売車を利用して買い物をなさっておられまして、品物も結構豊富な量がございます。そういうことでそういう移動販売、実際に品物を手にとって見て、これは丸合などで買うよりも高いわけですが、高いけれどもやっぱりそこは自分の手にとって見て確かめて欲しいものを選んで買うという、消費者の一番心理にかなったやり方ではないかなというように思っております。

さっきも申し上げたように、リモコンの操作で買い物をするというのはかなり高度なトレーニングが、知識や経験がないと私は高齢者の方になかなか難しいのではないかと。今のテレビのチャンネルを切りかえるだけでもうちの母は難儀しておりますので、リモコンは非常に難しいのではないかなという、そういう思いがしております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 御答弁ありがとうございます。実はこのシステムの一番の欠点というのは事業費の件であります。将来的に存続可能な事業かどうかというのは収益性を考えると非常に難しいと。それは佐治町でも日南町でもそういうふうにおっしゃっておられますし、日南町の実験期間の間には確かに、500軒ぐらいですか、利用者があったんですけど、いざ実施段階になってくると利用者が少なくなってきた。あるいは、今の配送料をどこに転嫁していくのか

というような問題があります。それらの問題を少し置いといても、少し行政がかかわっていかねばなかなか中山間地とか、あるいはこの町部の地域、全く商店がないような地域ができています。それらの中にも高齢者の方や独居の方がおられますんで、なかなか買い物が難しいと。そういう方々にも分け隔てなくサービスができるのがCATVを使ったシステムではないかなというふうに思います。

確かに莫大な事業費がかかりますし、佐治町の場合も日南町の場合も県のふるさと雇用再生特別基金事業というのを活用してやっておられます。その事業がなくなればなかなか存続が難しいというのは確かにあります。ありますが、何らかの支援をするべきではないかなという思いから質問させていただいておりますので、再度御答弁をいただきまして私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。御質問の趣旨はよく理解をいたしておりますし、大きな中山間地を存続させていくための課題でもあります。そういうことで引き続き検討は続けていかなければいけないというように思っておりますけれども、中山間地で暮らし続けるためには買い物ばかりではなくて医療の問題や、あるいは役所へのさまざまな手続だとか、そういうさまざまなことが中山間地で暮らすためには必要であります。したがって、総合的にパッケージである程度物を考えないと、1つの分野はうまくいきたけれどもまだこっちが足りないというようなことが起きてきますので、総合的に対応を図っていかなとイケない。このように思っております。買い物は日常生活をしていく上で必ず必要なものでありまして、その手法も移動販売を使ったり、CATVが使えるものなら使ったり、さまざまなやり方があろうと思いますので、総合的に今後も検討を続けていきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、5番、景山浩君の質問を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきまして、3つの項目につきまして質問をさせていただきます。

まず、防災体制の再確認についてお伺いをいたします。

本質問を提出いたしましたのが8月末でございまして、その後、9月に入ったその週末にまさかあのような台風に見舞われ、町内全戸に避難勧告が出され、400名余の方が実際に避難をされるような事態になるということは予想だにしておりませんでした。被害をこうむられた皆様には謹んでお見舞いを申し上げます。また、そのような状況から質問のニュアンスが提出時とは若干異なったものとなるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

さて、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、多くのとうとい人命や家屋等の財産が失われました。さらに工場等の被災により、自動車やたばこを初めとした工業生産においては部品や原材料の供給体制が途切れ、生産活動の停滞や製品の供給停止が発生するなど、国内の私たちへの生活への影響にとどまらず、広く海外にまで悪影響をもたらしました。さらには福島原子力発電所の被災による放射能漏れで非常に広い範囲の被曝が生じたり電力が不足するなど、かつて経験したことのない困難な状況が今なお続いております。この東日本大震災では巨大津波という私たちが見舞われることはないであろう要因によって大被害が出たわけですが、避難の意思決定の時期が早かったか遅かったか、避難場所が高台であったかそうでなかったか、また、避難経路の選択が適切であったか否かによって生死が分かれたという報告が多数ありました。さらには被害が余りにも広範囲かつ甚大であったということもありますが、避難所へ避難された方々への救援や救護がおくれたり、物資が不足したりという事態も発生をいたしました。

私たちの町も鳥取西部地震という災害に見舞われた経験を持ち、防災や緊急時の対応策を講じておりましたが、このたびの台風により、図らずもその防災体制の有効性が検証されることとなりました。幸いにも当町では人的被害は発生しませんでした。見直しや再検討を要する点が多々出てきたのではないかと思います。

そこで伺います。1番、非常時としてどのような災害を想定しておられるのでしょうか。2番、避難経路や避難場所、連絡網等はそれらの災害時に有効に機能するのでしょうか。3番、避難経路や避難場所等の継続的な周知に防災無線やなんぶS A Nチャンネルをもっと有効に活用できないのでしょうか。

次に、健康診断や健康教育等の疾病・介護予防対策の目標の公表についてお尋ねをいたします。

社会保障制度の中核をなす医療と介護の両制度が、保険財政の面とサービス供給体制の両面から非常に厳しい状況を迎えております。過日の議員研修会で講師の先生から報告のあった南部町の人口動態によりますと、75歳以上の人口は増加を続けているが、それより若い世代ではすべての年齢階層区分で人口減少が始まっているとのこと。一説によると、生まれてから75歳に達するまでにかかる医療費と75歳からお亡くなりになるまでにかかる医療費が大体同じ額に

なるという調査結果もあります。また、議会初日閉会後の木村西伯病院長のお話にもありましたが、大変高額の治療費を要するがんの死因に占める割合は伸び続けているということからも、医療費等の実際の金額の伸びはもちろんのこと、現役世代が減少していく中で国民全体の支払い能力に対する社会保障費の割合は、実際の金額の伸びをはるかに上回る伸び率となることは間違いありません。この社会保障費の急増に対して、消費税を初めとした各種増税による財源確保が急務であると言われています。

しかし、現下の経済情勢や所得の状況からはすぐに増税という選択ということにもならないのも現実です。国は医師や医療機関を減らして総医療費を抑制するという政策を選択してきたわけですが、基礎自治体としての市町村がとり得る方策としては、そもそも予防の強化により病気にかかる人を減らして給付抑制を目指していくというのが、制度維持の観点からも妥当かつ必要不可欠であると考えます。そしてこの予防の主役はサービスの受け手である町民自身であり、予防対策の成否は予防の必要性を十分認識した町民自身の健康管理や病気予防、健康診断の受診という行動にかかっているわけですから、町としても医療費の現状や将来予測、健康診断の受診の重要性や数値目標を町民にわかりやすく繰り返し示していくことが必要であると考えます。

そこで伺います。1番、現在の健康診断の受診状況はどのようになっているのでしょうか。2番、再検査の受診状況は、また、健康指導の状況はいかがですか。3番、それらの状況は周辺自治体と比べてどうでしょうか。4番、健康診断の受診率が幾ら上がれば発見率がどれだけ上がり、その結果、医療費効果はとなるといったような目標を定めておられるのでしょうか。

次に、町民相談窓口の設置についてお尋ねをします。

役所は最大のサービス業であると言われて久しくなります。これは役場ではありませんが、昔は書類の提出に役所に行ってもどこが間違っているのかも教えてもらえず、ただ記入が間違っている箇所があるから受理できないと書類を突き返されるといったようなことも多々ありました。住民の抱えている問題を一緒になって解決しようというスタンスではなく、どこにどういった書類をどのように記入したらよいのかちゃんと調べ上げてそのとおりに処理をした人だけ、役所が求めるとおりにした人だけが相手にしてもらえというような、そのころの役所の意思が非常に鮮明に出ている例でございます。

今日ではさすがにそういった対応をするところはなくなったわけですが、用件が複数の部署に関連した場合、それぞれの部署でどのような用件で来たのかを一から説明し直さなければならない場合があるなど、やはりまだ物足りなさを感じさせられる場面は多々ありますし、町民の皆さんが最も不便を感じておられるのもこの点であろうと思われます。

そしてこのことが特に顕著にあらわれるのが、もともと気持ち的に進んで相談がしにくく、また、相談や解決に当たって各部署間が非常に複雑に関連した税や料の滞納や各種減免措置等の相談であると思われます。税や料の滞納問題は、一部には払えるのに払わないといったような悪質なケースはあるものの、大抵の場合が失業や病気、離婚等により払いたくても払えなくなった場合がほとんどであろうと思われます。そのような方に対してはいかに厳しく徴収業務を行おうと成果は上がりません。生活再建の相談に乗り、安定した生活を取り戻されて初めて納税可能な状態に戻るわけです。そして税が払えない状況に陥った場合は多くの問題を一遍に抱え込む状態となっており、精神的にも自力では解決できない状況に陥っているケースが多く、なおさら外部の助けが必要です。このような場合を初めとして、役場に相談に来られた町民の皆さんがどのような問題を解決したいのか、その問題の本質を読み取り、必要に応じて要件や問題の解決まで付き添うような相談窓口の設置が望まれます。

そこでお尋ねします。1番、生活困窮の相談者が各種減免や生活保護等の相談に来訪したときの相談体制は十分に整備されているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、防災体制の再確認についてでございます。

どのような災害を想定しておるのかということでございますが、本町の地勢は標高20から350メートルで法勝寺川、東長田川、小松谷川及び朝鍋川の流域に集落が分布し、町の面積の7割強を占める山林のほとんどがそれらの河川上流に存在をしております。本町においては震災と風水害による災害を想定し、この2つの自然災害について地域防災計画を策定しております。

気象庁などにおいてさまざまな技術開発がなされ、雲の動きやその予想がリアルタイムに見ることができたり、市町村単位で注意報、警報などが発令可能になるなど、メディアや携帯電話、メールサービスなどを通じてより早く皆さんに情報伝達ができるようになりました。しかし、今一番心配しているのが突発的で局地的なゲリラ豪雨による土砂災害であります。幸いにも本町においてはゲリラ豪雨に起因する土砂災害などは発生していませんが、いつ発生するかこれはわかりません。予想が困難で即対応が大変難しいこのゲリラ豪雨対策が、各市町村においての最重要課題ではないかと考えております。

次に、避難経路や避難場所、連絡網などはそれらの災害時に有効に機能するかという質問でございます。避難所については地域防災計画の中で町内に23カ所を指定しております。しかし、

その指定避難所は対象地区は定めてありますけれども、避難所までの道路が破損してる場合も想定されますので、災害の発生状況に応じて臨機応変な対応が必要だと思っております。先日の台風12号においても、おおくに田園スクエアで避難所を開設したわけですが、その後、近くのため池が決壊するかもしれないという住民の皆さんからの情報がありまして、急遽一時的な緊急避難所といたしまして、社屋の一部を借用できるよう協定を締結しております原工業団地のNOK株式会社へ移動をしたところでございます。今回の反省点として、再度、避難所の点検、見直しや避難所への情報伝達のあり方、方法などを検討する必要があると考えております。

避難経路については、地域防災計画の中でも特に指定はしておりません。避難所までの経路は平成18年6月に全戸配布いたしました南部町防災マップなどを参考にしながら、その地区やその地区の周辺の地形、今までの大雨のときの水路の状態などを熟知されている各集落の皆さんで話し合っただけで決定していただければと、このように考えております。

連絡網については、避難勧告など災害時の重要な情報はケーブルテレビの文字放送やホームページによる情報提供も行いますが、ケーブル線の切断などの事故により放送ができなくなることもありますので、やはり一番有効なものは防災行政無線だと考えております。いざというときに使用できないといったことがないように日常点検に努めてまいりますが、整備をしてから20年以上経過し、老朽化が著しい防災行政無線全体の更新について検討していかなければならないと考えております。

最後に、避難経路や避難場所などの継続的な周知に防災無線やなんぶSANチャンネルをもっと有効に活用できないかという質問でございます。避難所などの場所の周知については、議員の言われる方法のほかにもさまざまな方法があると考えますけれども、なかなか徹底できるような有効的なものはございません。町としましては、まず広報「なんぶ」や情報☆なんぶへの掲載や、指定された建物に表示板を設置していきたいと思っております。

今回の台風12号の襲来により全町に対し避難勧告を発令し、それに伴い主要指定避難所を開設し、皆さんに避難していただきました。町としても今回の対応についていろいろな課題を整理し、今後の体制に反映していきたいと思っておりますので、これを契機に各集落におかれましては生活圏域で起こり得る災害などを想定し、初動段階でスムーズな行動や連携ができる地域の実情に即した集落防災計画や集落防災マップなどを作成していただき、家庭でも集落でも日ごろから危険箇所や避難所、避難経路などを確認しておくことが大変重要だと思います。

今回の台風12号では、東西町地域振興協議会の例を挙げて御紹介しておきたいと思っております。町の災害対策本部からの指示を受け、会長を初め防災コーディネーター、事務局員、各区長、安

否確認協力員などが手分けをして振興区内を巡回し、状況確認を行いました。その際にいち早く住宅の裏が崩れている情報を入手し、現地で状況を判断し、両隣の住民もあわせて即座に避難させることを地域で決定し、誘導しました。避難勧告発令後は振興協議会が定めている避難勧告発令後の初動対応表をもとに、安否確認協力員を中心に一軒一軒避難の呼びかけを行われました。あわせて東西町コミュニティセンターで避難所開設準備にも取りかかり、スムーズに開設することができました。これは9月1日に実施された振興区内の避難訓練や、独居高齢者や高齢者世帯などの見守りを行っている安否確認協力員といった、その地域の皆さんで考えたその地域にできる独自の取り組みの成果だと考えます。ぜひ、このような防災を切り口とした広範囲な取り組みにより、災害はもとより、福祉も充実した安心・安全な地域づくりを目指した取り組みが全町的に広がっていくことを希望しております。御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、健康診断の受診状況でございます。

南部町における健診は、国民健康保険加入者で40歳以上75歳未満の方の特定健診、それと各種がん検診を実施しております。それぞれの健診の平成22年度の受診状況は次のとおりでございます。40歳以上75歳未満の特定健診の受診率は34％であります。内訳でございますが、胃がん31.4、肺がん29.2、大腸がん30.3、乳がん20.1、子宮がん25.5％という状況でございます。

次に、再検査の受診状況は、また、健康指導の状況はという質問でございます。特定健診の精密検査の状況は、例年受診者の2から3％の方が精密検査の対象となっております。医療機関での受診者の方は、精密検査の受診勧奨はすることはほとんどございません。集団健診を受けられた方は、保健師が直接会ってお話しして精密検査の受診勧奨を行っております。平成22年度の精密検査の内訳でございますが、高血圧症3名、糖尿病3名、血中脂質異常3名、貧血1名、肝機能異常1名で、全員の方が医療機関に受診されております。

次に、がん検診において精密検査の該当となった方に対しては原則保健師が家庭訪問し、本人に直接説明しております。なるべく早くに受診していただくように伝えております。がん検診精密検査紹介状を発行後、おおよそ3カ月以上経過して紹介状の返事がない方には、受診勧奨通知を送っております。さらにこの受診勧奨を経ても受診をなさらない方については必要に応じて訪問や電話連絡など行い、状況把握をしております。平成22年度の精密検査受診率は、大腸がん検診75％、胃がん検診94.4％、乳がん検診93.5％、子宮がん検診66.7％、肺がん検診82.2％でございました。

次に、周辺自治体の状況と比較をして御報告を申し上げます。平成21年度の受診状況のデー

タでございます。1位、江府町51.2%、2位、日吉津村48.8%、3位、伯耆町46.4%、4位、南部町35.7%、5位、米子市31.2%、6位、日野町27.9%、7位、日南町26.3%、8位、大山町25.5%、9位、境港市20.5%でございます。

次に、がん検診の状況は平成20年度のデータでお答えさせていただきます。胃がん検診の受診率でございます。1位、江府町29.6%、2位、南部町27.9%、3位、米子市27.6%、4位、伯耆町22.1%、5位、境港市21.5%、6位、日吉津村21.2%、7位、日野町19.2%、8位、日南町12.5%、9位、大山町8.8%でございます。

次に、肺がん検診の受診率でございます。1位、江府町44.5%、2位、伯耆町37.2%、3位、日吉津村34.1%、4位、南部町30.5%、5位、大山町29.3%、6位、日野町19.2%、7位、日南町12.6%、8位、米子市11.8%、9位、境港市10.2%となっております。

次に、大腸がん検診の受診率でございます。1位、日吉津村37.9%、2位、江府町37.2%、3位、伯耆町28.8%、4位、南部町28.6%、5位、米子市28.1%、6位、日野町28.2%、7位、境港市21%、8位、日南町17.9%、9位、大山町14.5%でございます。

次に、乳がん検診の受診率を申し上げます。1位、日吉津村22.5%、2位、江府町18.5%、3位、南部町17.3%、4位、伯耆町16.6%、5位、日野町13.9%、6位、米子市12.7%、7位、大山町10.2%、8位、日南町9.6%、9位、境港市1%となっております。

次に、子宮がん検診の受診率でございます。1位、日吉津村42.9%、2位、江府町28.3%、3位、伯耆町25.8%、4位、南部町22.6%、5位、日野町19.5%、6位、米子市17.9%、7位、大山町14%、8位、日南町12.8%、9位、境港市11.3%となっております。以上が南部町の検診の状況でございます。

4番目の質問の、健康診断の受診率が幾ら上がれば発見率がどれだけ上がり、その医療費効果はどうかということでございますが、南部町の各がん検診の受診率の目標は、国、県と同様に50%を目指しております。議員が御指摘の、受診率が幾ら上がれば発見率がどれだけ上がり、医療費効果はどうかということまでは試算しておりません。がん発見率は検診の精度の違い、例えば胃の内視鏡検査とエックス線検査でも発見率は異なります。また、対象となる集団の有病率の影響を受けます。がんの罹患は年齢が高くなるほど増加し、性別によっても異なります。60歳以上の受診者が多い検診地域では発見率は高くなりますが、若い方が多く受診されたら発見率は

低くなります。以上のように検診率を幾ら上げたら発見率は幾らになるという、単純には出せない状況でございます。

平成22年度の国民健康保険の月に80万以上かかった高額診療費の年合計額で、がんは7,535万円で約4割を占めて第1位となっております。本年度国保税が上がり、高額療養費を抑えることが急務となっております、がん撲滅を目指した取り組みを本町としても優先的に行うことが喫緊の課題だと思っております。

次に、町民生活課の窓口設置についてでございます。相談体制でございます。

相談に来られた方について、内容によって庁舎内に担当課があれば御案内し、担当課がない場合、お聞きした内容によりお答えできるところをお答えした上で、必要に応じて担当課へ御案内しております。町民生活課では平成21年度より消費者安全法に基づき、消費生活相談について窓口を開設し、町民の皆様からの御相談を受けているところでございます。

議員御質問の生活困窮の相談については、これが消費生活相談の内容に起因する場合はまずその解決に取り組み、あわせて今後の生活に係る部分については福祉事務所など関係する部署へつないで対応することとしております。議員の言われます生活保護などの相談となりますと福祉事務所職員となると思いますが、ほかにも関連した減免や他の制度についての相談も必要となる場合もあることから、このような専門的知識を持った職員を3カ所に配置することは困難であります。それぞれ専門的知識を必要とするものについては1つの窓口において解決するのではなく、最初に対応するところが受けた相談の中に潜んでいる課題点を気づきまして他の部署との連携をとり、スムーズな対応へとつなげていくことが肝要であろうと考えているところでございます。

なお、福祉事務所における生活困窮の方に対する相談は次のように取り組んでおります。生活保護の相談につきましては、ことしの4月から福祉事務所を町に開設したことにより、県が主体で行っていた生活保護申請の相談を町で受けております。相談ときには保護制度の趣旨を説明し、相談内容に応じた対応を行っております。今どういう状況で、何になぜ困っているのかということとを十分聞くことによりまして、適切な助言と具体的解決法をお示しすることを常に意識して相談を受けて、他の制度利用へつなぐ必要がある場合は具体的な手続、方法などについて説明をし、制度利用につなぐことにより一体的な福祉サービスができるように心がけているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。税の納税相談と税の減免についてお答えをいたします。

税の納税相談につきましては、一度にお支払いが困難な方につきましては分納誓約書を交わしてお支払いをしていただいております。また、税の減免につきましては、軽自動車税の身体障がい者等の減免について前年の情報に基づきまして該当者に通知を行い、申請をしていただいております。そのほかにも減免相談につきましても窓口で対応をさせていただいております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 大変丁寧にお答えをいただきましてありがとうございました。あと少し追加で質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最初の防災体制でございますが、ついこの間あいった災害が発生したということで当初の質問から多少ずれるかもしれませんが、避難所のサポート体制ですね。例えばサポートに回る人員ですとか、食糧や燃料、その他生活保護物資等の状態がどういう状態であったのかということはどういうふうに把握してお感じになっておられるのかということ伺いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。避難所ですが、各振興区にそれぞれに開設をいたしました。人的な配置は健康福祉課の職員を中心に２名体制で配置をさせていただきました。食糧の関係ですけども、食糧はお握りをお出しをしたところでございます。また、物資的には何とか手配はさせていただきました。必要最小限の賄いでしたが、食糧も提供をさせていただいた状況でございます。それとお泊まりもいただきましたので、次の日の朝食、それから毛布もお配りをしておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 東北の大震災は非常に寒いとき、雪が降るようなときに起こって燃料が足りなかったり、それと避難所に行くまでの道が通れなかったりということで、大混乱を呈してる状況が報道で毎日毎日出たわけですが、今回は幸いにもあったかい時期でもありましたし、避難の日数、被害の全体がそんなに大きくなかったということもありますんですが、万が一といえますか、もしこれが暖房とかを必要とするような時期であったりした場合には、もしかしたら相当避難をされる方には御苦労をされることになったのではないのかなというふうに思いますが、そのあたりはどういうふうに把握をしておられますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 避難所の体制でございます。当然、寒い時期にはストーブをたいたり暖房用具を用意をしながら対応してまいりますし、その場その場の状況に合わせたように備蓄

品を活用しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） どういった状態でも快適にとまではなかなか難しいとは思いますが、いろんな時期とか、それとか避難の人員のこととかをできる限り対処可能な体制をとっていただきたいというふうに思います。今回は非常に、被害を受けられた方には大変なことだったとは思いますが、この体制の見直しという面からすると、これを礎としてさらに体制の強化を図っていただきたいというふうに思います。

それでもう１点、避難勧告が発令されたわけですが、実際にあの状況で自分の家が本当に避難をせんといけんものかどうなのかが判断がつかんかったという方が、そういう声を後になって相当聞きました。どういった状況のところは危険だとか、例えば川の近くは危険だとか、ため池の下流は危険だとかということをもう少し言ってほしかったなという意見が出ました。

それともう一つは、放送の回数がかなり間隔が開いていて、今どういう状況になっているのかということをもうちょっと知りたかったなと。それによってはもしかしたら避難をしとったかもしれないし、どうだったかといったような意見も出たわけですが、そこら辺を振り返ってみられてどういうふうにお考えになってるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長です。場所を特定してここが危ないから避難しなさいというような状況ではございませんでした。私も初めての体験でございますけども、雨の降り方、それから川のはんらんの仕方が非常に今までと違っております。こういった状況が町内あらゆるところで起きるだろうということでの勧告となっております。そういったことでございます。

まず、避難ですけども、どういたしますか、町が勧告をしたから避難をするということではないと思います。やはり第一義的には自分の判断で一番安全なところに避難をするということが一番大事です。それからある程度落ちついて今度は、生活とまでは言いませんけども、そういう場所が必要だということで町の指定をした避難所等に移られる。そういったことが必要なのかなと思っております。第一義的には自分の判断で避難をする、これが一番大事だというふうに感じておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 今、総務課長の答弁にありましたように、私も１から１０まですべて何が起こっても役場が面倒見てくれるとか、安全を確保してくれるといったようなことを望むことはどだい無理だろうというふうに思っておりまして、当然、何か起こったときには自分た

ちがどういう行動をするのか、どこに逃げるのか、家族との連絡はどういうふうにしてとるのかとか、そういうことは常日ごろからあらかじめそういう手段を準備しておかなければいけないというふうには思います。思いますんですけども、全国放送のテレビとかラジオで流れてくる情報というのはかなり大きな範囲のことですので、できますればもう少し小さい、狭いエリアでの情報というのを何とか、万が一の場合には住民の皆さんに提供ができるような体制の整備ということも御検討をいただきたいというふうに思います。

それでは、次に健康診断の状況等についてですが、先ほど周辺自治体と比べた数字というものを事細かく御報告いただきました。その結果、南部町の健康診断の受診率というのは大体中位よりも上、上位であったり一番上の方のところであったりというふうに、平均よりも大分上のところに行っている状況というのがわかったわけですけども、これはどうしてそういう受診率が割と周辺に比べて高い状況ができているのかといったようなことは、何か心当たりがあるといえますか、お考えがあればお教えいただきたいと思いますが。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今、南部町が真ん中より若干上というところで検診の受診率が推移しておりますけども、これは以前から、旧会見の取り組みなんですけど、各地区の公民館回りをして検診をしていたというところと、合併してからはそれも、集落が90を超えるぐらいになったもので保健師の数から到底そういうことはできなくなったということもございまして、今はある場所に集めて集団健診等を行っている状況です。

ちなみに、江府町、伯耆町、常に上位におられます自治体の状況でございますけれども、例えば江府町の場合ですと、健診は夏場に3日間。これは1カ所、福祉センターの方に集めて実施しておられるというような状況でございます、これはすべて特定健診とがん検診のセット健診でやっておられるというようなことです。伯耆町の方も、溝口町と岸本町が合併されまして集落は120程度ございますけれども、これもある場所に集めて、例えば二部小学校だったり日光小学校だったりゆうあいパルだったり、そういう大きなところで集めて実施しておられるというところで、上位はいずれもがん検診とセットでやっているというような状況をお聞かせしていただいております。うちの方もある程度、集団健診というのが特定健診とがん検診をセットでしてございまして、ある報告書によりまして、特定健診とがん検診をセットにした方が受診率は上がっていくというようなことが記されているものを読んだことがございますので、うちも十分ではございませんけれども組み合わせながらやっているというようなところで、中盤から上の方に推移しているんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ありがとうございます。セット健診で受診率が上がるという実例があるということですし、保健師さんの小まめな活動により受診率が上がるということもお話をいただいたわけですが、そこら辺が私どもの町でできること、ないしは既にある程度の実績を積んでプラスの、長所の部分というのをさらに高めていただいて1番になる。さらにはもっともっと断トツに引き離すぐらいの高い受診率になるように。これは役場だけでどうのこうのということとはできないわけですが、お願いをしたいというふうに思います。

それと壇上からの質問でも申し上げましたけれども、病気になっていたい思いをするのは自分さえ我慢すればいいわいとか、私もあんまり大きなことは言えませんが、健康管理に気をつけるだとか病気にならないということが、私だけではなく家族、同じ町に住む皆さんも含めて全員のメリットになるといったようなところまではなかなか意識的に持てない状況だったわけですが、やっぱり一人一人が病にならないことを実践して行って、実際になかなか病気にかからない、病気にかかっても重大な状態にならないということがみんなのためになるんだ、ひいては自分のためになるんだということを周知をするような、全くやっておられないわけではないとは思いますが、そういった周知徹底というものをもさらに取り組んでいただきたいと思います。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今、議員のおっしゃるとおり、いろいろ知識をふやして行って日ごろから健康管理に、自分で自分の体を守る、こういうことが幾ら行政が頑張ってもその辺の情報が入らなかったり学ぶ意識が薄かったりすると効果は全然出てこないというふうに思っておりますので、保健師を中心とした、あとは地区の健康増進委員の方の協力を得ながら一人一人の住民に訴えていく努力を続けていき、さらに町の検診体制も充実させていき、検診率を上げていくような格好にしたいと思っております。

ちなみに、江府町の方にちょっと、いろいろどうしておられるかということを確認しましたら、例えば医療機関に受診中の方というのは大抵健診に来られないんですけども、そういった方も、江府の診療所の方にかかりつけの方も健診の方に行くようにドクターから言っていたり、あるいは米子の病院にかかっておられる方についても、例えばお年寄りの方が米子の病院でデータをもらって、じゃあ帰ってきたらそれがどういうことかわからないというようなことを保健師の方に尋ねられたりしているそうなんです。ということは、日ごろから保健師さんが地域の住民の健康管理も十分に把握をして行って、江府町のように医療機関に受診中であったり治療中の

方であっても健診に来ていただくような体制をとるということで、江府町の方は特定健診、常に上位なんですけども、そういった取り組みがあって初めてよそをどんと離しているような状況がちょっとこのたびの聞き取りでわかったもので、うちの保健師の方にもそういったことで呼びかけをして地域の方と密接なつながりを持っていくということで、医療機関受診中であってもやっぱり町の方でも健康を把握してつながりを持つということも大切だなというふうに思いましたので、その辺も徹底していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 今、課長から御答弁をいただきました件、ぜひ頑張って進めていただきたいというふうに思います。

社会保障費の問題がこれだけ大きくなってきておりますので、当然役場だけというわけにもいきませんし、健康福祉課だけとか福祉事務所だけというわけにもいかない問題が結構たくさん出てきてるんだろうなというふうに思います。当然、健康教育とかそういうことは健康福祉課と教育委員会とか、または病院とか、そういうところと連携をとりながら取り組んでいかなければなかなか前に進んでいかないといったようなことがありますので、そういう町民の健康という面を総合的にとらえたような、今でも当然やってはいただいているとは思いますが、さらに一歩進んだ取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

それでは生活困窮の相談窓口ということで、これは生活困窮に限ったことではありませんが、今回、質問をさせていただきました相談者と一体となって問題を解決していくということですね。例えば役場の業務の効率性といった面から見ても、非常に有意義ではないかなというふうに考えるわけです。いろんな窓口に来られてその都度長い時間をかけて説明をされたり、窓口ごとにニュアンスを違って聞き取ったりといったようなことが発生するよりも、だれか１人がＳＯＳをしっかり把握をして、すべての必要な部署に行ってそのことを的確に伝えて処理をしていくという、そのことをする方がはるかにかかる手間も時間も少なくて済むのではないかなというふうに思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど議員さんの方言われました１つの窓口ですべてのことをするという形になると思いますが、確かに理想的ではあると思いますが、現実には非常に専門性の高い内容のことになりますと、それをすべて把握できる人というのは非常に限られてくると思います。そういう方を専門的に養成していくとかも必要かもしれませんけども、現実の中でそれができるかということになりますと、これは非常に難しいことであろ

うと思っております。確かに来られた方のことを考えますと、なるべく1カ所でしたいという気持ちは持っております。その関係で、今、町民生活課の窓口の方でも来られた方に対して一通りお聞きをいたしましてここで解決できることは、連絡をとりながら解決できることは解決していくという立場をとっております。

ただ、先ほど申しましたちょっと生活困窮の関係になりますと、減免だとか、あるいは個別の生活の相談、ひいては今後の生活の基盤以外に、例えば個人さんの健康状態とかそれもひっかかってきますので、それをやっぱし1人でっていうことにはちょっと難しいのではないかと。やはりどれだけうまくつなげていってやっていくかというのが大事じゃないかと私は考えております。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 1カ所で1人の方がその相談者の方のすべての問題を解決するということは、課長のおっしゃるとおり多分不可能だというふうに思います。そうではなくて、あっちにもこっちにも動かなくてもいいように、反対に関連のあるセクションからその場所に人が来て一気に問題を解決するといったようなことに取り組んでおられるところも現実にあるというふうに聞いております。行政改革で人員が削減されたり、地方分権で仕事が多くなったりということで非常に大変な思いをしとられる。その上にそんなことまではできんわというふうにぱっと考えると思われるかもしれませんが、もしかするとその方が効率的なのかもしれません。相談者の人にとっては確実にその方が便利なわけですので、ぜひそこら辺も御検討をいただきたいというふうに思います。もし答弁がありましたら伺って、ないようでしたら以上で終わりたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。現在これは生活保護の関係はないんですが、例えば子供さんの関係だとかいう分につきましてはそういう要対協というところもあったり、問題に対して関係者が集まって協議をして図っていくというようなことはやっております。それがほかの方の問題でもそういう体制をとっていくということができれば、それは可能であると思っております。これはその当日来られたときに解決できる話じゃないですので、そうなりますと例えばケースを定めて、そういう定期的なケース検討会みたいなものを開いてやっていくという形になるんじゃないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。総括的にちょっと補足的に答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほどの御質問の中で、役所の対応で間違っている箇所を教えないというようなことをおっしゃいました。これはまさか南部町のことを言っておられるのではないと思いますけれども、誤解を生むような質問だったと思います。南部町ではそういうことは決して行っておりませんし、誤りがあればここが誤りですということでちゃんとお伝えして、正しい申請書を書いていただいておりますというように申し上げておきたいと思います。

それから税や料、払いたくても払えない人が多いということをおっしゃいました。確かに払いたくても払えない人も存在しておられます。ただ、例えば介護保険の保険料の場合をちょっと例に引いてみますと、これはいわゆる所得区分の4や5、平均から、あるいは平均以上の人、その部分が一番払っていただいております。したがって、払いたくても払えない人が多いんだというようなことではきっと税の部分もないというように思っております。これは一度、全部調べてみるといけんわけですが、介護保険料の分野では間違いなく基準、あるいは基準以上の人の未納が多いと、こういう実態になっております。いわゆる払えるけれども払わないという人が多いわけです。

それから防災体制の、特に避難勧告のことですけれども、確かに情報が住民の皆さん方に不足している、その中で役場が避難勧告を出した。この差ですね。自分とここで現に起きている状況と、避難をしなければならないという、役場が避難勧告をした。この差というものに戸惑われた方も多かったのではないかというように思うわけです。そこで当然、情報をもっと出せと、そうすればもっと理解いただいて避難される人も多かったのではないかという論法だろうというように思うわけですが、避難勧告でも避難指示でも、町が情報を独占して、臨機に変わる情報を受けて相当高度な判断で行っております。同時にその情報収集ばかりではなくて、職員が現場に出かけてその災害対応を一方ではやっております。したがって、町民の皆さんには情報を知らせるという課題は町の方にありますけれども、避難勧告や指示が出た暁には、情報がないので、わからんけん避難せんかったというようなことではなくてできるだけ早急に、大変なんだという御判断をいただいて避難をしていただきたい。情報がもっと詳しく言えば言うこと聞いたのにというようなことですが、何かあったら遅いわけですから。

それから災害対策本部では、さっきも言いますように災害の対応もしております、現に。災害の対応もしているわけですから情報収集ばかりではないわけですし、まとめてパッケージにして、どこの地域はどういうことでございますので避難してくださいというようなところまではなかなか手が回らんということです。そういう実情にございますので、とにかく避難勧告や指示が役場から出たらこれは相当なことになっておると、このように御判断いただいて、早急に速やかに避

難勧告に従っていただきたいと。今回も約500人の方が避難所に一時的には避難していただきました。それから集落の公民館などへ避難された方もあったように聞いております。それから発令したことによって、さっきおっしゃったように自分とこの状況と勧告との落差というようなことから、逆にまた心配なさって注意をなされた方もあらうと思っております、避難勧告は決してむだではなかったと、このように思っておりますけれども、さっき申し上げたような状況で災害対策本部は動いておりますし、それから情報を独占しておりますから、町が。出すのはもう間違いなく出さなければいけませんけれども、そういう高度な判断の中で出した指示でございますのでひとつ御理解をいただいて。狭いエリアでの情報を検討されたいということですが、なかなかそういうことにはつながらんと、難しいことだと、言うのは見やすいわけですが、なかなか実際には難しいことでもあります。そういうことを特に申し上げておきたいと思います。

それからもう1点、相談窓口について。相談者のところへ関係者がみんな寄って対応すれば解決が早いのではないかとということなのですが、これはさっき課長も申し上げたように課題によっては1つの部署では済まないところがあって、現にそういう対応もしているわけです。今、法勝寺庁舎、天萬庁舎、それから健康管理センター、3つの一応窓口がありますけれども、そこに専門の方を置いて対応するというようなことは、これは不可能であります。ですから、どこの窓口でも来ていただいたときにその問題の本質というものをきちんと受けとめて、それを本来の部署にきちんとつないでいくというトレーニングが必要ではないかというように思うわけです。問題が複雑なものについては受けた窓口でいろいろな関係者を集まっていたいて、同時に解決をするというようなことだろうと思っております。この専門性の問題はいつも話題になります、問題になります。ただ、町の職員はすべてに精通していなければいけませんけれども、やはり経験年数などの浅い職員もありましてそういうわけにもいきません。そういう組織が住民の皆さんにきちんとしたサービスをするには、やっぱり問題の本質をきちんととらえて本来の部署にきちんとつないでいくと。そういうことの方が住民の皆さんのサービスの向上にはつながっていくだろうと、このように思っております、これは試行錯誤いろいろやっていかなければいけませんけれども、またお気づきの点があったら御指導もいただいたりしながら、よりよい行政サービスを目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 一番最後の質問のところ誤解を招くような質問内容があったということですが、これはもちろん南部町役場ではありませんし、大分前の話になります。旧西伯でも旧会見でもございませんので、そこら辺ははっきりと申しておきたいというふうに思います。

最後、町長から御答弁がありました相談窓口の件ですが、私も相談窓口課とかそういうものを置くことは、ちょっとなかなか今の体制では難しいんだろうなという気がしております。ですの
で、どの窓口に来られても対応をされた方がその窓口となって、何ていうんですかね、問題解決
のための幹事の役割を果たせるような、そういう運営体制というものをまず目指していただけれ
ばなというふうに考えておりますので、御検討いただきたいというふうに思います。

では、以上で終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は11時5分。

午前10時48分休憩

午前11時06分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、
3点について質問いたします。

まず最初に、町立保育園問題を問います。

6月議会で私は町の公的責任を放棄するような民営化の方針に反対し、給与と身分が安定した
町職員としての保育士のもとでの保育によってこそ、町民の保育への不安をなくし、子供、保護
者の期待にこたえることができると主張して質問いたしました。これに対する町長、課長答弁に
納得ができません。また、幾つかの疑問があります。町営を維持する立場で具体的に次の点につ
いて伺います。

1点目、平成24年4月から民営化が実施されれば、町の正規保育士の保育園と約半額の給与
の伯耆の国の保育園となりますが、保護者の不安の解消と質の向上、充実が図れるか疑問です。
見解を伺います。

2点目、保育園の民営化は保護者のニーズ、非正規職員の待遇改善でありました。来年度の保
育園園児募集要項はどうなっているのか伺います。非正規職員の待遇改善を具体的に伺います。

4月以降の保育士の4回の研修内容について伺います。1つ、勤務時間内か勤務時間外か伺い
ます。2つ、研修内容の詳細を伺います。

4 点目、伯耆の国に採用された職員、保育園民営化アンケートの民営化について不安がある回答への対策はどのようになさってるのか伺います。

5 点目、伯耆の国採用の保育士と年齢と勤務年数の構成を伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。

6 月議会で住宅リフォーム助成制度の創設を求めましたが、町長は個人財産への支援となる助成の考えはない。南部町産材活用家づくり促進事業を活用し、町内林業の復興、推進。中小企業への支援は平成 22 年 1 月制定の南部町小規模工事等取扱制度を活用とのことでありました。

6 月議会でも申し上げましたが、町産材活用事業は家の新築、改修で町産材の活用が条件であり、非常に制約されております。また、小規模工事等取扱制度も町の発注する工事であります。住宅リフォーム助成制度は経済効果が助成金額の数倍あると言われています。助成制度の創設を求めて具体的にお聞きいたします。

1 つ、商品券、汗かく農業者支援事業、チャレンジプラン支援事業、住宅太陽光発電システム設置事業等への支援は個人財産への支援にはならないのか見解を伺います。

2 点目、南部町小規模取扱制度の実績を伺います。

3 点目、住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。

次に、町道の管理は町が行うことを求めて質問いたします。

南部町の町道は水田に面した箇所が多くあります。住民がのり面等の除草作業を行っておられます。先日もなんぶ S A N チャンネルで荻名の除草作業の状況が出ておりました。非常に、今、助成制度がありますので行えますけども、将来的には高齢化でわからないというような答弁でございました。町道の除草作業等、管理を町が実施するよう求めます。

具体的に 1 つです。町道管理の考え方と管理を町が実施するよう求めます。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に保育園の関係でございます。

保護者の不安の解消と質の向上、充実についてでございます。6 月議会で保育リーダーの仕事の一つとして、個々の保育士への指導、助言により保育士の資質向上を図るとお答えしております。4 月以降、4 園の保育を参観したり、保育士とともに保育したりする中で、個々の保育士へ技術的な指導や助言を行っております。また、昨年度から公開保育をしております。本年度は 4 園で 4 回の開催をいたします。保育の情報を交換し合うことを目的として開催しております。

すが、他の保育士の保育を見学することによって自分の保育の振り返りをし、視野を広げることが可能となります。保育士の資質向上のための全員研修としては、4月以降、法人独自の研修会を3回、法人と町の合同研修会を3回、他が主催する研修会への参加を5回行いました。9月以降も5回の研修会を予定しております。

さらに8月には法人職員の保育に関する評価を行いました。これは保育の質の向上のために保育士として必要な知識や技術について、本人と園長補佐、園長がそれぞれ評価を行い、個人ごとの課題を明らかにするためのものでございます。この評価によって明らかとなった個人ごとの課題をもとに園長補佐がコーチングを行い、優先度の高い知識や技術から達成目標として定め、保育の質の向上に取り組んでいるところでございます。こうしたことによって保護者に安心していただけるような保育が御提供できるよう、保育の質の向上、充実に努めているところでございます。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

○町長（坂本 昭文君） 2の保育園児募集要項についてですが、10月からの園児募集を目標に現在内容を検討しているところですが、来年4月時点での保育条件については民営化園のスムーズなスタートということを一番に考え、今年度と同様の内容で実施したいと考えていますけれども、7月からは延長保育にも取り組む予定としております。

次に、非正規職員の待遇改善を具体的にということですが、まず、正規雇用になり身分的に安定した立場となったことでございます。産休、育休制度については非常勤職員でも取得は可能ですが、実際に取得される方はございませんでした。また、給与面でも経験年数、担任か否かなどに関係なく、非常勤職員という一律の給与額でした。このたび伯耆の国の正規職員となることによりまして経験年数や年齢が加味された給与となり、昇給のほか一時金四月、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当などといった各種手当も支給されております。

3の保育士の4回の研修内容についてでございますが、研修は数多く行っていますが、御質問は6月議会でお答えした研修ということと思いますので、そのものについてお答えします。まず、勤務時間内か勤務時間外かということですが、勤務時間内の開催ですと全員参加は困難ですので時間外に開催しております。研修内容の詳細をということですので申し上げますと、1回目は社

会福祉法人の理念について、2 回目は接遇について、3 回目は危機管理について、4 回目は保育課程について研修しております。

次に、伯耆の国に採用された職員の民営化アンケートについて不安がある回答の対策ということですが、これは保育そのものへの不安ではなくて、非常勤職員という立場では経験がしたことがない業務、すなわち今まで町職員が行っていた行事や活動などにおける園全体の流れをつくり、動かしていくという業務に対する不安であると理解をいたしております。園長、園長補佐候補につきましては、現在担任を持ちながら園長、園長補佐の業務についても引き継ぎを行っているところです。先ほど申し上げましたコーチングの際にも不安があるということは聞いておりますので、詳細な引き継ぎ書を作成するとともに、日々の業務の中で都度都度、課題の解決を図りながらその不安が取り除かれるように取り組んでいるところであります。

次に、法人保育士の年齢と勤務年数構成についてでございますけれども、法人から提供いただいた資料によりますと、20 代が19 名、30 代が3 名、40 代が4 名、50 代が4 名となっております。南部町の保育園での経験年数は23 年4 月時点で5 年未満が19 名、5 年以上10 年未満が9 名、10 年以上が2 名となっており、最も長い人で13 年でございます。当町の保育園以外の保育園の経験年数は、5 年未満が20 名、5 年以上10 年未満が4 名、10 年以上15 年未満が2 名、15 年以上20 年未満が1 名、20 年以上が3 名となっておりまして、このうち20 代の職員では町外の園の経験がないという方が13 名ございます。町内、町外合計した保育士としての経験年数で言いますと、5 年未満が13 名、5 年以上10 年未満が6 名、10 年以上15 年未満が3 名、15 年以上20 年未満が3 名、20 年以上が5 名となっております。

次に、住宅リフォーム助成制度の件でございます。

まず、商品券、汗かく農業者支援事業、チャレンジプラン支援事業、住宅太陽光発電システム設置事業などへの支援は個人財産への支援にはならないのかという御質問でございますが、商品券、汗かく農業者支援事業は町内の商工業や農業の活性化のための施策であり、住宅太陽光発電システム設置事業への支援は先進的環境への配慮といった町の施策として行っているものでございます。個人財産への支援といえ言えなくもないかもしれませんが、もっと大きな意味で政策の推進のために行っているものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、南部町小規模取扱制度の実績についてでございます。南部町小規模取扱制度の実績については、平成23 年9 月2 日現在、工事件数10 件、請負業者数7 社、契約金額106 万円です。9 月に第2 回目の工事発注の予定をしております。

3 番目に、住宅リフォーム助成制度の創設を求めるという御質問でございます。町では緊急雇

用対策事業で雇用の創出、南部町産材活用家づくり促進事業で町産材の利用促進といった政策的な課題に取り組んでおります。また、住宅太陽光発電システム設置事業では、環境へ配慮した先進技術の支援を予算化するなど支援をしてまいりました。いずれも緊急性のある課題の解消や先進的な取り組みをモデル的に行って、住民への施策の浸透を図ることを目的としたものでございます。

住宅リフォームの助成制度については、例えば障子やふすま、トタンの張りかえ、ペンキ塗り、サッシの交換、畳の表がえなど、いわゆる日常的に行う住宅管理について税金を使って補助を行うことについていかがなものかと申し上げているわけであります。金額も少額で、住宅を所有する者なら当然に行う日常的な管理行為に税金を投入することが許されるのか。他の施策との関係や財政状況、今日まで継続してきた施策との関係、事務処理手続の煩雑さなど考えれば現実的ではないと思っております。6月議会での質問でも回答いたしました、このような生活支援的な色合いの濃い制度に問題を感じておりますので、今のところ導入する考えはございません。御理解をいただきたいと思います。

次に、町道の管理は町がせえということでございますが、もっともな御質問でございます。平成23年4月1日現在で南部町が管理しております町道の総延長、229キロでございます。町では町道の維持管理は路面、舗装、側溝、安全施設、のり面などの安全性並びに機能性の保持を目的に行うものであると考えております。この町道の維持管理目標に沿って、現在、ふれあい道路サポート助成委託事業で住民の皆さんから除草作業を行っていただく団体を募集して、小・中学生の通学路や2車線の幹線町道などの除草作業、平成22年度実績で1万8,870メートル、6万7,770平方メートルについて道路維持管理として行っております。安全性、道路機能の保持を目的に行う除草作業でございますので、除草を行う範囲はのり面全部ではございません。通行の支障を排除のための路肩から1.5メートル程度を基準として作業を行っております。実績額でございますけれども、燃料支給事業を含めると360万円になります。

高齢化が進んで町でやれということでございますけれども、229キロのすべて、1.5メートルの除草幅で年に2回除草作業を行うといたしますと、試算してみますと約9,200万円になるわけでございます。平成23年当初予算の道路維持費が3,130万円でございますから、約3倍の金額が見込まれるわけでございます。また、この1.5メートル以上ののり面を持った区間が大半だろうというように思うわけでありまして、これを全部除草するということになりますとさらに数倍かかるという見込みでございます。地方交付税の一本算定など、今後さらに厳しい財政状況が予想されるわけございまして、町でこれをすべて行うというのは困難だというよ

うに思うわけであります。高齢化が進みますと、議員が御指摘のように除草作業など地域の課題がいろいろ発生してくるわけでございます。作業ができる人とできない人があるわけですが、このできない人をサポートする形で地域での共同が必要であるというように思うわけです。集落内の田んぼに面した町道ののり面除草を地域環境の保全のための作業であると、このように位置づけていただきまして、地域振興協議会や集落の単位などで住民の皆さんが支え合いや協力して作業して、あわせて地域コミュニティの結束強化を図っていくというような、住民力を強固にしていきたいと思うわけです。そういう部分に町も支援をして、ともにいい環境の地域づくりを進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 引き続き、何点かについて御質問いたします。

伯耆の国にこの 4 月から派遣されました保育士の賃金の現状は、前回の 6 月議会でお聞きいたしました。最初の質問にも書いておりますとおり、約半額ということでございます。この現状は条例も改正をされまして、4 園の民営化が可能な条例の改正でありました。そこで今回、保育所の民営化の目的は保育士の、当初はニーズと待遇改善ということでありましたけれども、だんだんニーズというのは消えてなくなりつつありました。先ほど来年度募集についてはいろいろ考えとるという答弁でありましたが、私はこの保育園の民営化の目的はほかにあるではないかというぐあいにも思っております。これは保育士の待遇改善を口実で保育予算の削減が最終的には目的ではないかというふうに考えておりますが、これについてどうでしょうかお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど目的がニーズと、それから待遇改善ということで話をしていると。その中でニーズがだんだん消えていって、これがなくなる方向にあって、待遇改善も、ひいてはこれは保育予算の削減ではないかというような言い方だったと思いますが、ニーズは当然、当初から申しておりますように延長保育とか、あるいは今後の課題ですけども休日だとか一時保育とか、そういう格好でニーズは対応していきたいと考えとるわけでございます。

それから保育士さんについては、現状このままですと、今は減っておりません。来年から指定管理なんですけど、現状でも今、伯耆の国職員に来ていただいておりますので、当然その伯耆の国職員が給与面で上がっておりますから、現実でも保育予算は膨らんでる状態でございます。ですからこれを保育予算を削るためという話ではなくて、あくまでよい保育を継続していくためにその保育士ということを雇用していくというのが第一目的でございますので、よろしくお願いいたします。

します。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、課長の方より今回の保育予算については増額になってるんで予算の削減ではないということですけども、私が申し上げましたのは将来的に可能性を含めて4園ができると、あのときにもかなり条例について、今回、2園の予定なので2園に限定したらということでしたけども、4園ができる条例の改正となっております。それで万が一4園が民営化になったときはどうなるか、今のところわかりませんがもしもお答えいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。4園ができる条例になっておりますけれども、来年、指定管理を行いますのはつくし保育園とさくら保育園ということでございまして、私の任期中には4園をするというようなことは全く想定しておりませんので、お答えはできません。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次に、6月議会と、質問にも申し上げましたように6月議会の答弁を踏まえての9月議会の質問というぐあいにお考えをいただきたいというぐあいに思います。

保育士の給与体系で、伯耆の国の給与体系に従うというぐあいにおっしゃっております。そのときに私は、その当時まだ継続してないんで、介護士の給与体系は伯耆の国にあるでしょうけども、保育士の給与体系はないではないかということでお聞きしたんですけども、今現在どのような給与体系で、これはまた伯耆の国は町と違うということですけども、やはりここには待遇改善というのが大きな問題になってきておりますので、どのような給与体系でやとられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。保育士の給与体系は、保育園をする計画が当初法人設立のときになかったわけですから、これは当然そういう給与表があるわけではございません。したがって、この4月から適用できる給与表をつくって対応しているわけですが、法人の職員になるわけですから、基本の部分の年齢給に応じた基本給というのがあります。これは保育士であろうが介護職員であろうが同じ金額であります。その上にいわゆる職域部分ですね、保育士という部分について今回新たに4月からつくってそれを適用しておるということですが、トータルで3月までの年収と比較して若干ふえるということでございます。年収で若干ふえると、年齢に応じて、年齢の高い人については数十万円ふえるということでございます。少ない人でも二、

三十万はふえていくという、そういう給与体系になっております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次に、6月議会で申し上げましたけれども、町の正規保育士さんと伯耆の国の正職員さんですね、今度なられました保育士との比べてかなりの差があるのは事実でございます。一般的に企業でいい仕事をしてもらおうと思えば、やはりいい給料を出していい仕事をもらうというのが一般的な社会の傾向ではないかというぐあいに思っております。となればやはり、今聞きますと総体的に手当を出すのでなんですけども、聞くところによりますと手取りがかなり下がって非常に不安だと、月々のですよ、手取りが下がって不安だという声も聞いております。それは町長いわく、総体でふえるのでそれは待遇改善だというぐあいに思われますけども、やはりそういう不安があれば保育の方に非常に、なかなか身が入らないいうふうなこともあると思いますので、それについてはどう思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町の職員と比較して差があると。一般的にこのよい仕事をするにはよい給料出すんだということをおっしゃいまして、私も全くそのように思っております。そこで待遇改善を図ったということでございまして、ここの部分で雑賀議員との意見の違いはないというように思っております。

聞いてみてもいいわけですけども、今まではその待遇のよい町の職員と経験年数が同じでも、年齢が若くても高齢でも、同じ金額の非常勤職員が混在して保育やっていたわけですよ。それよりよくなったというように私は考えているわけです。私はそういうぐあいに考えていますから、そういうことを前提に再質問をいただくならいいただいてもいいのではないかと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町長はそういう考えですので、そういうことをされたということでこれはしときます。

それと保育リーダーで、いろいろとたくさん保育リーダーの仕事として1人の保育リーダーの方を採用されて、前回5点ほど上げられました。これについて私、非常に、今4園ありますし、それともう一つ、まだ小学校との連携も図るということでありまして、これが1人で十分できるのかどうか非常に疑問に思うんですが、町長はどのような考えを持とられます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このたび保育リーダーという制度ができて南部町も早速取り組んでおりますけれども、私は非常にタイムリーな制度だったなというように思っ

ております。というのは、現になれない保育士などに自分も一緒に保育をしながら教えていくというようなことも、これは町の保育所、あるいはそうでない、町の職員、あるいは伯耆の国も含めてそういう対応をしていただいておりますし、それから4園の、何といたしまして、よく全体を見てバランスもとっていただいているというように思っております。折々にお話を伺っておりますけれども、非常に、従来そういうのがあってもよかった、遅かったぐらいだなと、非常に成果をおさめていただいております。

それから教育委員会に座っていただいておりますけれども、小学校で不登校だとかさまざまな問題が発生しますけれども、この原因をたどれば保育園、中学校で問題が起きたときには小学校からの問題があるということで、やっぱりこの幼児教育といたしまして、幼児保育の段階から学校教育とよく連携をとってシームレスなサポートというものをしていかないと、上に行くに従って問題がはっきり出てきて、不登校だとかいじめだとか、そういうことにつながっていくという報告を受けております。そういう意味でも保育園の保育リーダーが教育委員会に在籍していて、絶えず保育所の状況、子供たちの状況を伝えることによって、学校教育にも将来必ずいい結果を与えるだろうと、このように期待もしているところでありまして、保育リーダーの役割は非常に大きかった、もっと早くやればよかったというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、保育リーダーの方も保育園に入って保育をしながらいろんな活動していくということですけど、私はこの保育士等への指導等、リーダーさんも指導をされるかもしれませんけど、やはり日常生活、毎日その保育園で園長とともに保育をされておられる方々ですので、やはり園長がそういう、もちろんされとると思いますけども、園長の仕事ではないかというぐあいに思っておりますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。もちろん園長は園長の仕事をしておるということであります。それを保育リーダーが園長も含めていろいろサポートをしておるというように御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと質問戻りますけども、来年度、今回の議案にさくら保育園、0歳児教育の、今工事中ですけどもゼロ歳児保育ですね。来年度の1月から募集予定というぐあいに書いてあります。それは間違いは。なぜここで私が来年度の保育園児募集要項はと聞いたのは、やはり具体的にどのように、今現在はそのようなこと、今年度と同様ということですか。

ども、同様じゃなくしてやはり来年度はこのまま進めば民営化2園、町立2園という格好になりますけど、その辺の違いはないかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。来年度の4月の時点のスタート時ですけれども、これについては今年度同様と、お答えいたしました。さくら保育園の0歳児につきましては、もう今年度中、1月から開所するように予定しております。そのまま引き続き来年4月も当然、さくら保育園の0歳児は入ってくるということになります。

あと、延長保育とかそういうものにつきましての話でございますが、先ほど答弁いたしましたように7月から予定したいと考えております。当初の4月ということもちょっと思っていたわけですけれども、やはりちょっと4月の段階では子供さんたちのこともありますし、スムーズな移行ということをまず第一に置いて、4月スタートしてそれから考えていきたいと思っておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 前回、保育園を民営化されるときにアンケートをとっておられます。その中で、私が申し上げましたように不安があるかないかで非常にたくさん問題があるということ指摘いたしました。この中で民営化について不安がありますかのある、54.4%、非常に高い、私は比率だというぐあいに思っております。この中で4番の設問で、保育内容が変わるのではないかと、それから給食やおやつ内容が変わるのではないかと、いろんな不安が上げられております。これについて4月以降されてからどのような対処をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。今、雑賀議員言われますのは保護者のアンケートをとったときに不安があるという方が54%ほどあったと。その中で、うちの方でその内訳を書いてもらうようにしたわけですが、一番多かったのが、職員、子供、保護者の関係のコミュニケーションというのが一番だと思っております。これが約、合わせますと複数回答ですが40%を超えるような段階。それから一つは、保育内容が変わるのではないかと、どこだったと思います。その関係では、当然この職員のコミュニケーション、保護者と子供の関係につきましては、先ほど申しましたように保育リーダー含めた中でいろいろ研修をやっております。その中で個々の資質を高めていったり、あるいは園全体の運営というものを考えていったり、そういう中で対応してるところでございますので、これについては解消を今努めているところ

でございます。

それから保育内容につきましては、これは従来から申しておりますように民営化になったからといってその辺が特別に変わるということは考えておりません。あくまで町の保育方針によって従っていきますので、それに若干の特色が出るとは思いますが全然全く別個のものを考えておくことではございませんので、御理解いただきたいと思います。しております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほど研修の質問の中で、町長、全員参加は時間内では難しいので時間外だということですが、これについての、時間外ですと当然時間外手当が支払われるべきと、業務であれば時間外手当ということになると思いますが、それはどうだったかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。職員の研修についてでございますが、確かに業務とあれば、業務命令があれば超勤手当ということになると思います。ただ、現在これはやっぱり個々の資質を高めていくという中で強制でしてはなりません。あくまでこういう研修をするので、個々の資質を高める上からも参加していただきたいということでやっておりますので、超勤対応にはなっていないと聞いております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、今の研修は自主参加であって業務命令ではないということですね、それは。別に出ても出なくてもよかったということですね。

やはり私、一番問題なのは、ここですっと私言ってくるんですけども、やはり他町村、いろんなところでいろんな民営化の形態は、公設民営化、私設民営化、いろいろあると思いますけども、全国一般的に言われておりますのが非常に問題点が多く指摘をされてきております。いろんな問題で。その中ではやはり私は、保育園は南部町に4園しかございません。4園ある中で当然町立の保育園を目指していくことを求めまして、保育園の質問を終わらせていただきます。

次に、住宅リフォーム助成制度について御質問いたします。これは前回、町長は個人の財産に当たるものは補助をしないと。それから今回の商品券、汗かく農業者支援事業等については活性化対策である。それから、太陽光発電システムが環境対策というような先進地の条件でこれを、例えば個人財産にも当たるというようなこともあるというようなことを言われました。私は当然、これは突き詰めて言えば個人財産、最終的には個人の財産ですので、その内容はともかくとしても、やはり個人財産に当たるということであるぐあいには答えられたというぐあいに思っております。

すが、再度伺いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。雑賀議員のお話は、結局揚げ足取りのようなくあい聞こえるんですよ。さっきも答弁しましたように町は政策的な課題を具体的に実現する、あるいは推進しよう、そういう目的でやっております。例えばチャレンジプランでも個人財産に支援をするということには、これは変わりはないわけですが、失敗するかも知れませんね。うまくいくばかりとは限りません。政策的な課題を支援をしていこうということでこれは議会にもお諮りして施策としてやっておるものと、それからさっきも言いますように、ふすまの張りかえだとかそういうものとはおのずとこれは区別して考えなければいけないということを言っているわけです。御理解いただけますでしょうか。そういうぐあいに御理解ください。決して全面的に否定するわけではございません。ほかの町でもやってるところがあるそうですので否定するわけではないけれども、しかし、おのずとそれは線を引きべき問題だろうと、そういうぐあいに整理せんと難しいだろうというように思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、町長は私が言ったことを揚げ足取りだというぐあいに言われましたけど、私は全然そういう考えじゃなくして、やはりこれも当たるのではないですかということ、政策は政策で結構。だから私は住宅リフォーム制度も助成、政策として求めているということでございますので、その辺の誤解のないようにお願いしたいというぐあいに思います。

それと、後で、この住宅リフォーム制度を私がなぜ求めているかということは、どことも、これちょっと9月12日、きょうの新聞なんですが、新潟県の上越市でこれが当初、これは継続で前から住宅リフォーム助成制度をやっておった市ですけども、当初5,000万円の予算で受け付けを開始したら、初日に700件の申し込みがあったと。上限が10万円、10万円を上限に20%を助成するということであります。それからこれは糸魚川ですね、3,000万円の予算でスタートしたけども、これも10日余で380人という。それで限度は超えたんで即受け付けを終了し、急遽第2弾をスタートさせたということでございます。それでここで、この両市との、黒部市でもしとられます。これ、黒部市では都市の建設部の次長さんが補助金額の20倍の工事が生まれ、驚いたということ。財政部とは来年度以降も継続する方向で話し合いたいということをおられます。やはり、それと魚津市はこのお願いをしたいという申し出に対して市長さんが対応をされ、7月中に当初予算4,000万円を上回る申し込みがあり、工事総額は4億5,000万円と10倍以上の経済効果があつて、先ほど言われましたいろんな政策で経済効果を求

めてるんだという、私はこれを別に否定するものではないです。これもこれでいいということで揚げ足をとっとるかそういうもんじゃなくて、これはこれで十分いい政策ですので続けていただきたいというぐあいに思ってます。ただ、やはりこういうことを各市長さん、それから次長さんが非常に経済効果があって驚いたということを言っとられます。私はこの経済効果というところを町長にぜひとも考えただいて、この住宅リフォーム助成制度をお願いしたいと。

ちなみに、魚津市の助成事業で内容はたくさんあります。屋根、外装、室内のリフォーム、バリアフリー工事、手すり取り付け、トイレ、洗面所、浴室、台所の改修工事、天井、壁、床の断熱工事、アルミサッシ、玄関ドア、畳の取りかえ、私が申し上げました。カーペット敷き込み、床クッションフロア張り、住宅改装を伴う下水の接続工事、間取り変更工事、床暖房工事、ドア、ふすま、障子、建具の交換、住宅修繕に伴う電気・配管工事など。それと黒部市も同じような大体内容で、物すごく幅広い事業に使うように設定がされております。

ぜひともこの住宅リフォーム助成制度を、例えば10倍の、前回申し上げましたけども大山町でも住宅リフォーム助成制度を当初1,000万円の予算を組んだらすぐなくなってしまって、追加で、これは担当課の話ですので間違いないと思います。5月末で134件の助成をし、工事費は1億2,000万円。それから6月で70件を超える申請があり、総工事費は2億円。これが町内の活性化に私は非常につながる、町長前回、大山町長とは懇親があるので聞いてみたいというぐあいに言っておられましたけども、これは非常に町内の活性化に、先ほど言われました経済効果が非常に町内に回ってきますので、ひいては町の税金等にも影響してくるんじゃないかというぐあいに思ってます。ここは観光商工課長の話をお伝えしておきたいと思います。地域経済への波及効果が大きい、町民の皆さんにとっては住環境の改善に役立っているというぐあいに課長も言っとられます。ですから私はぜひともこの助成制度を町長に再検討していただいて、ぜひとも町内の、個人財産とか生活支援という格好じゃなくして、町内の経済の活性化を進めていくんだという立場から検討をしていただきたいというように思いますが、その辺どうでしょうか。再度。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町内の経済の活性化を図るということについては何ら異議はございません。それが住宅リフォーム制度で果たされるなら、これはそれはそれで結構なことではないかなと思って今聞かせていただきました。平成12年の鳥取西部地震の折に住宅の助成制度を創設されたわけでございます。片山知事ですね。その折に国が非常に強い抵抗を示したということをおっしゃっておられました。ただ、住むところをきちんと確保せんと、この地

震を契機に中山間地が崩壊をしていくというような危機感からこのような制度を創設し、町の方もつき合ったわけです。3分の1負担してつき合ったわけですから、個人財産とか個人資産の形成に税を投入するという前例ができております、前例ができています。ただ、それはいわゆる、さっき申し上げたように高度な政策課題、目標があると。いわゆる中山間地の崩壊を防ぐとかそういうことがあるというように思うわけですし、リフォーム制度が与える地域経済への大きさ、1,000万投資して2億円も効果があるというようなことなら、それは地域経済の活性化というような政策課題において取り組んでみても悪くない制度だなと思って今聞かせていただきました。

きっとその効果がないなんてことは全くないでしょうけれども、もう一つ具体的に、そのことが本当に必要なのかどうなのかというのがもうちょっと議論してみんといけんというように思うわけです。本当に古くなって、だれが見ても畳をもうかえんとだめだというような状況というものの、それから、まだまだ自分とこではこの程度は使っている畳だがなというようなものがあると思います。だれがそこで線を引くのかというような心配を私はいたします。その程度を行政がつくっていくのか、規準というものをつくっていくのか。その辺も私の危惧の一つであります。役所が規準をつくって、それに基づいて税の支出をするということにならんときとうまく機能せんと思いますが、役所がそういう規準をつくるのかどうなのか。あんたとこは、もっと古い畳で我慢しているところもあるのでこれは我慢をなさいって役所が言うのかどうなのか。その辺に心配の種があるわけです。そういうことまで今まで言ったこともないし、それは本人の御判断でされることですが、その本人の御判断にゆだねると、さっきも言うようにまだまだ十分使えるのにもうかえなければいけんというような税のむだな投資といったことの批判もあるのではないかと、そういう心配をしているわけです。その辺がやっぱりすっきりした形で改善されれば、取り組んでも悪くない施策かもわかりませんね。以上です。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この住宅リフォーム助成制度、改修するかどうかは個人の判断を、最終的には家の、町長よく言われる家の財産でするので個人の判断だと思いますけども。やはり、町長と多少前進があったというのは、私の考えなりに。経済効果、私は先ほどから言っておりますように、いろんな町の助成制度が悪いと言ったことは一度もありませんので、そういうことも、今いろんな業者さんに聞いてみますと仕事がない。仕事がないというのが一般的な通例だと思っております。どなたに聞いても、建設業者さんに聞いてもいろんなとこに聞いても、うちの隣に会見設備さんおられますけれども、なかなか、よく行くと最近仕事がないと言っとられます。やはり全体的に仕事がない。こういう時期に町としてやはり経済効果のある住宅リフォーム助成制

度をぜひともお考えいただきたい。これを要求して住宅リフォーム助成制度の質問を終わります。

次に、町道の管理は町が行うこと。町長も当然な要求だというぐあいにおっしゃいましたが、これ、私なぜこのことを言ったかという、私が、今から３年前に町議選がありまして立候補して回ったときに、農家の方からちょうど除草作業をされてるところに出会いまして、おまえ出るか出らんかわからんけども、わしらこうやって町道の管理も一生懸命しとるんだと。ぜひともこういうことを、自分らも年をとってなかなかえらいということで何とかならんかということで言われました。私も、ああ、そうですね。町道非常に、特に奥部に行けば先ほど言われましたようにのり面とかがけとか非常に高いところ、危険も伴います。ですからやっぱり年をとれば非常にそういうことが困難であるということで、先ほど言われました町の除草作業の制度がございすけども、そこにのらない制度の方がはるかに多いわけですから、そういうところの町道の管理を、助成の出るところ出てないところが非常にありますが、まず、なぜその補助対象というか助成、燃料費の補助対象になってる町道管理のところとないところがあると、その辺の考え方ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。燃料補給等に具体的な規準を設けて、こういう道だから燃料を支給する事業にしています、こういう事業だからということではございません。先ほど議員が言われましたように、実は荻名地区にも燃料支給の対象にして区の方に燃料を支給して作業していただいております。そういうことでやっぱり困っていらっしゃる実態があります。一番考えておりますのは、じゃあ町道、先ほど言いましたように２２９キロもございしますので、言われてきたからじゃあこれもあれもということになかなかありません。荻名でいいましたらやっぱり縄平におりる道っていうのがやっぱり一番大事だということなので、じゃあそういう道、先ほどの答弁書にありました通学路とか幹線道路、そういうものに対してやっぱり助成をしていこうということでございます。

一応の線というのはそういうことで、規則といいますか文書に書いてありますのは、あくまでも町長が認めるっていうことでいうようなアバウトな考えというか、文書になっておりますけども、一応の規準としてはやっぱりそういう通学路であるとか幹線、一番使われる道路ということであるようにしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（３番 雑賀 敏之君） 今、建設課長の方から具体的なきちんとした取り決めはないけども、重要度に応じて通学路だとか通行の頻繁なところとかというところを一応……。だけでもで

すね、ちょっと私定かでないんですが、あれ申請をするときに集落の団体か地域振興協議会か通すようになっておりましたが、その辺はどうでした。ちょっと確認をお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 窓口は振興協議会の方になっていただいております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（３番 雑賀 敏之君） 私はなぜ振興協議会が窓口にならないのかいけんってというのは、ちょっと一つわからないんです。別に個人でもいいと思うし、それから集落でもいいと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。振興協議会にこだわってるというわけではございません。こちらの便宜上で振興協議会を通じて連絡をさせていただいたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（３番 雑賀 敏之君） それと私が今回の町道管理の、特に農道ということを申し上げましたのは、あれはいつでしたか、産業課長さんが出席されておって、今度新しい農地の制度の改善のときに、どこの方かわからなかったですけども、今回の制度は農道とか水路は補修が原則で、それについて補助が出るような制度が新しくできましたということの説明会の折に、どなたかわかりませんけども、自分らは町道の管理を行っておる。それはもうどうなるだというような声が出ましたけども、直接その会議とは趣旨が違っておりましたので、そのことについては別の機会にお願いしますというようなことだったと思います。ですから私、やはり農家の方、町民の方、住民の方は町道なり、それから農道なりを非常に自分らがボランティアとか昔からやっとなんでやってるという方と、やはり特に農道等については自分ところが刈らなければ近隣に迷惑がかかるんでやってるというのも多々あると思います。

やはりそういう考え方が非常にありますので、この際、町道、農道の管理を、今は非常に限定をされておりますけども。再度伺いたいんですが、その補助等についてもうちちょっと周知をしていただいて、どのような形をとれば町から補助が出るのかということと、もうちょっとやはり、たしか混合油の補助があったと思います、草刈りが主体ですので。その数が非常に、何人も出ておられて草刈りを一気に、この間、SANチャンネルにも出ておりました。１０名ぐらいの方が多分、ちょっと人数わかりませんけども出ておられました。その中の区長さんかだれかわかりませんが答えておられました。自分らもいつまでやれるかわからないと。もう若いもんがおらんようになったらようせんかしらんし、危険だしと。今、補助をもらってるけども町道の管理は自

分らで、自分らの通る道なのでやりたいと、やっていきたいと。これは前向きなことで非常にいい、なかなか環境整備について考えを持っておられるなというぐあいに思いましたけども、やはりだんだんだんだん高齢化でできないところがふえてくると思う、できない集落が。その辺と、それから補助体制についてもうちょっと上げていただくようなことはできませんかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 補助体制と申しますと、具体的にどのようなことなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今は混合油が1時間当たり、たしか幾らかというような書き方がしてあったと思います。やはりそれをするには草刈り機の刃も非常に要りますし、そういうような、要するに充実ですね。補助対象の充実を図っていただきたいということなのですが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） その点については改善策を図っていきたいというふうに考えていきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それともう1点ですが、町道が今非常にたくさんあるんで、町長からはこれを全部やろうと思えば9,200万円もかかるんだと。道路予算が3,100万で3倍もかかる。とてもじゃないがやれるもんじゃないということでしたけど、やはり私らもそういうの、住民の方も全部、町道なので町道を町に全部、考えはあってもやはり自分らが通る道で、自分らも管理するというのは十分お持ちだと思います。だけんそういうことに町が、やってもらってるんでそれでいいんだというようなことはなくして、予算もあると思いますけども、できる限りやはりそういうところに補助をしていただいて……。

○議長（足立 喜義君） 時間がなくなりました。

○議員（3番 雑賀 敏之君） はい。

補助していただきたいと思いますが、最後に町長、その町道管理についてのその辺のことをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。最初にも申し上げましたけれども、この質問は非常にまともというか、まとも過ぎて150キロぐらいの直球を投げられたような受けとめ方をして

おります。当然、町道を管理するのは町、そしてそれに伴う経費も町が支弁すべきだろうということでありまして、なかなか答えが難しいわけですが、最後に雑賀議員もおっしゃっていただいたように環境をみんなで保持していこうという、そういうことに評価もしていただいておりますのでしてちょっとほっとしました。自分たちがやる町道管理というようなことについては、積極的に支援をしていきたいというように思っております。今の振興協議会が行いますジゲの道づくり事業というようなものも、自分たちがやることについて町は支援をしていこうという立場でございますので、積極的に町のそういう制度を使ってやっていただきたいと。本来は町がしなければいけないことだかもわかりませんが、地域の環境といった面からいえば、これはやっぱりそこに住む人たちが自分たちの地域環境をよくしていこうということで取り組んでいただく、そういうのが望ましいし、そういうコミュニティーの強化といったことにもつながってくるわけでして、そういうことに支援を町は果たしていきたいというように思っております。

ただ、だれか政治家が、偉い人が言ったということを覚えておりますけれども、国が、あるいは自治体が自分のところへ何かをしてくれるということではなくて、自分はどうかで、自分は何ができるのかということ、差し当たって自分の家の前の道路を清掃しようというようなことであります。そういう観点がないと町のマネジメントはきとうまくいかない、いい地域にならんというように思っておりまして、南部町の住民の皆さんはきっとそういうお考えをお持ちだと思います。そこに町も適切なサポートをして一緒にいい町をつくっていくと、いい環境をつくっていくということに尽きるというように思っておりまして、今後も住民の皆さんと協力、いい関係をつくりながら南部町のいい環境を創造してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は13時15分であります。（発言する者あり）再開は午後1時……（「30分」と呼ぶ者あり）午後1時30分にします。

午後0時17分休憩

午後1時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

午前に引き続いて一般質問を行います。

4番、植田均君の質問を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 皆さん、こんにちは。植田均でございます。私は 2 点にわたって一般質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1 点目は、3 月 11 日の東日本大震災に関連しまして、南部町においての住民の安全を、近隣にあります島根原発、これからどう守っていくのかという課題を 6 月議会でも質問いたしましたけれども、引き続きその問題を深めていきたいと思います。

3 月 11 日の東日本大震災は地震、津波に加え、原子力発電所の事故の大きさはチェルノブイリ事故と同等とされております。現地では現在でも 10 万人以上の人たちが避難生活を余儀なくされ、原発事故処理そのものも順調に収束に向かっているとは言いがたい状況です。東日本大震災から何を教訓として酌み出すかが国民的に問われています。

日本共産党は、原子力発電が始められたときから一貫して、安全性の保証がない未完成の技術であると反対をしまりました。国会で、当時の不破委員長は、安全審査の不備の問題や、使用済み核燃料の処理技術が確立されていない問題など、重要な道理ある指摘をし続けてまいりましたし、直近では、吉井英勝議員が 2006 年 3 月、小泉内閣に対しまして、大津波による原子炉の冷却不能・炉心溶融の危険に備えよ。そして、続いて同年 10 月に安倍内閣に、大規模地震による電源喪失で炉心冷却不能と燃料棒の破損の危険を指摘しております。そして、続きまして昨年 5 月には、鳩山内閣当時、電源喪失による炉心溶融重大事故に備えて、直ちに安全対策をとるよう政府を追及してまいりましたが、残念ながらその後、対策がとられずに、今回の大事故に至ったわけであります。

そして今、私たちが本町に問われているのは、この東電の事故から教訓を学びとり、南部町の住民の安全を守ることであり、町長の認識を問うものであります。具体的にお聞きいたします。

1、島根原発で今回のような過酷事故が起きた場合、南部町への具体的な影響をどう想定されるのか伺います。

2、このような想定に対し、住民の安全をどのように守るのか、対策を伺います。

3、中国電力は島根原発の安全・保守管理体制がずさんで、南部町民にとっても重大問題であります。町として厳正に対応するべきではないかと考えます。町長の所見を伺います。

4、中国電力はプルサーマル計画を断念しておりません。プルトニウムを燃料としたプルサーマル計画は大変危険なものであり、計画断念を申し入れるべきではないかと考えます。所見を伺います。

5、中国電力の原発依存率は、昨年実績で 3 %程度と言われております。原発からの速やかな

撤退の条件は十分あるというふうに考えますが、町として中国電力へ原発からの速やかな撤退を促すメッセージを発信するべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

大きな2番目の質問に移ります。

天萬庁舎の住民サービスについて、住民の皆さんからさまざまな意見をいただいております。天萬庁舎は、大規模改修によりまして、1階の窓口の人員が少なくなったのではないのでしょうか。これまで天萬庁舎に行けば、大抵の用が足りていたと考えられておりましたようですが、最近、天萬庁舎の住民サービスについて、住民の皆さんから、天萬庁舎で用事が足りなくなった、いろんなところに回されて困るというような声をお聞きいたします。このような声が町長のところにまで届いておりますか。このような声をどう受けとめて、対策をとるべきと考えますが、町長の認識を伺います。

1つ、天萬庁舎の窓口サービスは、業務として何を取り扱うことをしているのでしょうか。実際にその点をきちんと説明した上で、取り扱えない事務に対してどのように対応するべきなのか、その点を御説明をお願いいたします。

2番目、天萬庁舎の窓口業務を支障を来さないために、テレビ電話の設置がされています。このテレビ電話をどのように活用されているのか、その点を伺います。

3番目、私たち、天萬庁舎の対応について、サービスの低下の声に対して、この声にどのように受けとめて対応されるのか、その点についての町長のお考えを伺って、この場からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 最初に、原発の危険から住民の安全をどう守るかということでございます。

島根原発で過酷な事故が起きた場合、南部町への具体的な影響をどう想定するのかという質問についてお答えします。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した福島第一原発事故は、いまだ収束せず、確定的なことは申し上げられない状況ではありますが、既に、県ではこれまでに判明したさまざまな状況を島根原発に置きかえて、避難計画などの対策を検討していると聞いております。その想定に沿って考えれば、島根原発と南部町の最短距離は約34キロメートル、役場法勝寺庁舎までは約38キロメートルであり、その距離関係だけで言えば、福島第一原発から北西の位置にあり、最短距離が約28キロメートル。役場まで約39キロメートルにある福島県飯舘村の状況を想定せざるを得ないと考えます。

福島県飯舘村とは当然、地理条件、気象条件は全く違いますので、必ずしも本町に当てはまる

というものではありませんけれども、現段階では距離関係だけの想定しかできない状況であるということでございます。飯舘村の状況ですが、4月22日に村内全域が計画的避難区域に設定されております。これは、30キロ以遠でも高濃度の放射線が飛来したためです。これらのため住民は避難し、平穏な日常生活を送れなくなりますし、当然、長期間の避難になるため、自宅や田畑などが荒廃し、仮に帰宅できたとしても、早期に今までのような平穏な日常生活を取り戻すことは困難だと考えられます。また、役場自体も避難せざるを得ないわけですから、住民への十分なケアなどができなくなることも考えられます。

次に、想定に対し住民の安全をどう守るか、対策についてでございます。原発事故が発生した場合、最も優先されることは、やはり住民の命を守ることだろうと思います。そのためには、事故発生状況をいち早く入手し、速やかに避難行動に移ることが重要です。島根原発の情報については、本年7月25日から、中国電力島根原子力本部から直接、鳥取県への平時、緊急時を通じて情報提供がなされるようになり、その情報は県から県内全市町村に速やかに提供されております。

避難対策については、現在、島根県、同県内の島根原発から30キロ圏内の松江市、出雲市、安来市、雲南市、斐川町、鳥取県米子市及び境港市で構成される原子力防災連絡会議の中で、具体的な避難計画の策定のため検討されており、その概要が年内にも示されると聞いているので、その成果を踏まえて、県や関係機関などに指導をいただきながら、本町においても総合的に検討し、計画を策定する予定でございます。

また、中・長期的には、防護服や安定沃素剤などの備蓄についても検討する必要があると考えますが、本来はこのような対策は原子力政策を所管する国が、その責任において取り組むべきものでありまして、県もそのような観点から、国に対して要望をしていると聞いております。本町としても同様な対応をするよう、西部圏域全体で検討していきたいと考えております。

次に、中国電力は島根原発の安全保守管理体制等がずさんで、南部町住民にとっても重大問題であると。町として対応すべきではないかという質問であります。

中国電力は基本的に株式会社であり、株主に対して最大の配当を提供する義務を負っている営利企業であります。一方で、現代の文明社会を支える電気を社会に供給するという公的使命を担っている公益性の高い企業であり、そのため地域独占企業の形態が国の制度で保障されているわけでございます。

しかしながら、平成22年3月及び4月に島根原発1号機の設備点検の不備が明らかになったことや、年末年始にかけての大雪に際しては、高圧送電用の鉄塔が倒壊したことを初め、大雪に

対する備えが不十分であること。また、迅速な停電解消対策は準備されていないことが明らかになったことなどから、公益的企業が果たすべき社会的使命に懸念の声が上がりました。

これらの事案に対しては、県において迅速に対応されておりまして、改めて町で申し入れなどを行う考えはございません。

次に、中国電力はプルサーマル計画を断念していないと、計画断念を申し入れるべきではないかということでございますが、原子力発電を含めたエネルギー政策は、基本的には国が全面的に責任を負う分野であります。プルサーマル計画についても、国において安全性を確認し、その旨を責任を持って全国民に伝達されるべきであると考えております。

最後に、中国電力の原子力依存率が３％程度なので、速やかに撤退すべきではないかということでございますけれども、従前は原発の安全神話がありましたが、福島第一原発事故により、菅総理は脱原発を打ち出され、現野田総理もその路線を踏襲されるように記者会見をされております。高度な政策判断、今まさになされようとしておりまして、そのような動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、天萬庁舎の質問でございます。

第１番目の質問の、天萬庁舎の窓口サービスは何かでき、取り扱えない事務はどう対応しているかということでございます。天萬庁舎総合窓口で行っている業務は、所得証明、納税証明など、税務課が行う２２の業務。水道使用料減免申請受け付けなど、上下水道課業務が９業務。交通災害共済の受け付けなど企画政策課の業務が６業務。特別医療受給資格申請受け付け、発行業務など、健康福祉課及び福祉事務所が行う業務が１２業務。転入や転出の受け付け、戸籍事務、年金、子ども手当、後期高齢者医療、国民健康保険、墓地やごみなど環境衛生関係などの町民生活課の業務については、９４業務。産業課が２、総務課１、農業委員会１の計１４８業務を行っております。そのほか、窓口で書類をお預かりするだけでよい業務については、逐次行っているところであります。

現在、天萬庁舎総合窓口で行っていない業務ということでございますけれども、税務関係では国保料の試算、各種税の申告受け付け、地籍図の写しの発行、家屋の取得、滅失、所有者変更手続、固定資産税減免手続など８業務。町民生活課関係では、住民基本台帳閲覧業務、郵送による各種証明、外国人登録業務、公的個人認証業務、保育園入園手続、放課後児童クラブ申し込み手続の６業務。健康福祉課及び福祉事務所関係では、身体障害者手帳交付申請、介護保険認定申請、生活保護申請、児童扶養手当認定申請など１３業務。合計２７業務であります。このほかにも、各種税及び料の賦課内容の説明などは行っておりません。このほか、産業課、農業委員会事務局、

教育委員会事務局、公民館については、それぞれ管轄する業務について窓口業務を行っています。

現在の総合窓口の職員体制は、総合窓口推進室、環境衛生室の計４名であります。総合窓口は、町民の方が一度の来庁で関連するものの手続きが行えるように、また天萬庁舎においては、天萬庁舎にない課の業務を取り扱い、旧会見地区の皆様の利便を図ることを目的としたものですが、限られた人員のため、専門性の高い業務については担当課で対応していただくようお願いすることとなります。

それぞれの窓口業務ごとに対応内容の検討を行い、町民生活課の窓口で対応するもの、担当課と連絡を取りながら対応していくもの、担当課での対応を行うものと分類し、担当課対応のもの以外についてはマニュアルを整備し行っているところです。このため、内容によってはお待ちいただくこともあろうかと思いますが、御理解をいただきたいと思います。

次に、テレビ電話の活用でございます。テレビ電話は法勝寺庁舎、天萬庁舎、健康管理センターの３カ所に設置しており、それぞれ相互に通信できるようになっています。使用頻度は低い状態ですが、これは利用者にとってなれないものであるがために、電話での対応を好まれる方が多いものであります。プライバシー保護の面から、一時個室への移動も行いましたけれども、職員が来られた方に付き添いながら機械を操作する必要があることから、現在は窓口に戻しております。いずれにしても、有効性のあるものであると思いますので、職員での利用や、積極的に住民の皆様に使っていただく働きかけを行うことにより、活用を考えます。

最後に、住民の声をどのように受けとめて対応するのかということでございます。合併当時１８０人いた職員も減少いたしまして、現在１３０人となっております。これは、合併により適正かと思われる１２０人の職員体制に向け取り組んでいるところであり、持続可能な町政を進めていくためにも必要なことであります。このためには、職員の適正配置や機構の見直しなどを行うことが必要であり、現在の形となってまいりました。

課の設置については、法勝寺庁舎と天萬庁舎、すこやか３カ所に分かれて配置を行いました。が、町民生活課、税務課の証明事項など頻度が高いものについては、さきに述べましたように、法勝寺、天萬それぞれで対応できるようにしているところであります。

住民の皆さんの声として、合併前と比べて不便となったとの声をお聞きすることもございました。しかし、平成１６年の合併からはや７年になろうとしております。町民の皆様も南部町という一つの町としてとらえていただいているのではないのでしょうか。分庁舎方式は合併時から分散による業務の質の低下を防ぐために行っているところでありまして、この間、職員も皆様方の御負担を少しでも減らすように工夫し努力してきたところでございます。簡易的なもの、頻度の高

い業務につきましては、法勝寺、天萬の各庁舎でも総合窓口として取り扱っておりますが、幅広い知識や経験、専門的な知識が必要な業務、相談となりますと、担当課でなければ行えないものがありますので、それぞれ必要な課にお出かけいただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも皆様方の御意見を伺いながら、改善すべき点は改善したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） それでは、再質問してまいります。

まず、東日本大震災の問題ですけれども、島根原発で過酷事故が起きた場合、南部町への具体的影響については飯舘村の状況に似た状況だというふうに答弁されたわけですが、私は、そう簡単に言われても困るなと思うんですよ。そこに住めなくなるというような事態が起こっているわけですから、涼しい顔をして、南部町がそうなったら避難するんだというような話ではないと、私はまず言いたいわけです。

今回の東日本大震災に伴う東電の事故は、我が党が繰り返し安全対策を求めてきたにもかかわらず、そういういろんな安全対策を行わなかったところによる人災であったという面も多分にあるわけですね。そういうところから見て、まずこの東電の事故そのものをどう教訓にするのかというところで、前提問題を町長には少し認識をお伺いしたいんですよ。飯舘村のような状況だから逃げればいいと、こういう話ではないと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。事故が起きないのがいいのは当たり前であります。そういうことを疑われることではない。起きないがいいにこしたことはないけれども、想定すればそういう状況になるのかなと、地理的な問題でそういうことを思います。

それから、今回の事故は人災だということが言われております。特に予備の電力が2つも用意がしてあったようですけれども、排気筒が同じ高さにしてあったと。したがって、津波が来たらやがて、同じ高さですから埋まってしまって予備の電力も失ったと。そういうことについて、ちゃんと事前に指摘をしておったということも今、明らかになっております。

しかし、想定外というのでしょうか、そういうことは全く聞く耳を持たずにそのままに放置して、今回のような大きな事故につながったということが言われておりまして、これは人災の面が多分にあるというように思うわけです。共産党もそういうことをたびたび質問をし、指摘をしておったということでございますから、それは正しい指摘であり、正しい対応をしなかった電力会社側、国の方に責任が大いにあると、このように認識はいたしております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） そこで、私は今、南部町の住民の安全を守るというところから考えて、一足飛びにそういう話にはならないんですけども、原発を仮に今現在、即廃炉にしても、それを廃棄処分にするのに２０年程度はかかると言われておりまして、原発を運転をとめて廃炉にただけでも、今の核の脅威からはすぐ住民の安全を守れないということも明らかでありますし、それからもう一つは、この島根原発に対しまして、私、土曜日見てきました。３号機が９５％でしたか、９５％完成しておりました。あと何が残っているかといいますと、防潮壁を１５メートルの高さに高くして、それで、いろんなところで補助電源をつけたと。それから、非常用の水源として消防ポンプ車を配置した、そういうようなことで、安全対策でしたので大丈夫だという説明をされておりました。

今、一番今回の事故で私が考えておりますのは、この原子力発電そのものの技術の問題が、人類がこうやって地球上で生存していく上で共存できる技術なのかということが、今問われているんだというのが、私たち共産党の認識なんです。なぜかといいますと、この原子炉というこの閉鎖した原子炉です、そこから原子炉格納容器があって、原子炉建屋があって、今、福島ではその原子炉の建屋まで壊れて、外に放射性物質が飛んで出てしまっております。その量は全体の１％とか２％とかいう量ということなんですけれども、今それが収束できるかできないかっていうところで、もう技術的に確立されてない。これが安全に収束できないこともありますし、それから今、循環冷却の中で、どこに漏出が起きているかっていうことも定かではないんですね。こういう状況の中で、私たちはこのような未完成な技術を一日も早く撤退すべきだという立場なんです。

これは私たち共産党だけではなくてドイツが先進的に、２０２２年でしたか、もう原子力から撤退しようというところまで来ているんですけども、私はそこまで話が進まないと、この問題の解決はつかないんだろうと思うんです。その問題と、もう一方で、今ある中国電力の差し迫ってる安全管理というか、ずさんな管理については、きちんと町として意見を言っていくっていうことが大事だと思います。

先ほど町長は、県がやることで、町は言う必要はないとおっしゃったんですけども、中国電力のずさんな管理は本当に、去年の定期点検でしたか、１，０００何項目の点検漏れが指摘されて、原子力安全・保安院からも問題だという指摘を受けているんですよ。そういう状態であるにもかかわらず、南部町は何にも意思表示をしないというのは、住民に責任を負う町長として、これは問題ではないかと思うんですけども、その点、ぜひ申し入れていただきたいと思いますけど、

いかがでしょう。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。南部町が何もしないということではなくて、南部町は西部地域の振興協議会の中で、直ちに振興協議会の皆さん方と相図って、中国電力へのさまざまな申し入れを行っております。ずさんな管理というようなことも確かにございますが、これは、それはそれで原子力安全・保安院などの業務の中できちんと指導して対応がなされておるというように承知をいたしております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 私、先ほどから町長の答弁を聞いておまして、５番目に質問しました、原発から速やかに撤退しようという話をいたしました。それにつきまして町長は、国の動向を注視していくんだと、エネルギー政策は国が責任を負うということをおっしゃるんですけども、私は、地方の首長の方々がいろんな発言をなさっております。国がエネルギー政策を指導するのはあるんでしょうけれども、地方から声を上げるっていうことも大事なことだと思うんです。ていうのは、国民の命に直接かわる大問題だからです。だから、そういう原発を立地されてる近くの首長さんたちは、本気になってこの原発問題どうするんだという立場から、いろんな意見、言っております。

私たちは、島根原発を間近に控えた町に住んでいる者として、積極的にそのことを国に言っていくべきだと私は考えますので、ぜひ町長にもそういう立場から、積極的に住民の安全を守っていただきたいと思います。

この前、６月議会から随分後退したなと思うんですけども、６月議会では、いずれは脱原発の方向に進むだろうという話をされたんですけども、今回は、エネルギー政策は国の決めることだと、こういう立場なんですけども、どうですか、ぜひ一緒に一日も早い脱原発の方向へ踏み出そうという意欲ある発言をしていただけませんか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。脱原発は、先ほど申し上げたように、野田内閣でもそういう方向を継承してやるということを明らかになさっておりますので、それはそれで結構なことではないかと思って、さっきも答弁をいたしました。

このたびの原子力発電所の事故によって、国民みんながこの原子力発電所、あるいは原子力の利用というようなことについて真剣に考える機会を得たというように思っております。一度暴走しますと制御のつかないこの原子力の技術といったものだということもよくわかりましたし、ま

た無事にこの原子力発電所の機能を終えたとしても、その後何十年にもわたって使用済み燃料の処理といった問題について、多くの経費や時間や技術を要するということも明らかになりました。初めてわかったわけであります。そういうことで、原子力発電がないにこしたことはない、これが国民の総意だろうというように思います。

しかし、原子力発電なしで、今の日本国内におけるこの電力需要が賄えるかということ、これもまた難しいことであります。ちょっと調べてみましたが、輸入に依存する日本の１次エネルギーということでございます。結局、石油や石炭、天然ガス。原子力をウランを輸入しているということから入れますと、我が国のエネルギー政策の中で９６％、これを輸入に頼っておると。原子力は１４％ということでございます。したがって、他の自然エネルギーだとか石油だとか石炭発電、こういうものに切りかえるということを考えたにいたしましても、すべてそれはほとんど輸入に頼っておるという状況でございまして、やはりこの脱原発は、言うはやすく行うはがたしといった現実的な課題があるのではないかと、このように思っております。方向性としてはもう間違いないわけでありますけれども、しかし、直ちにこれをやめてしまえといって済むかといえば、済まんわけであります。そういう社会をつくっていかねばいけんということでもあります。脱原発ということをベースにしながら、長期にわたっての計画を持って、自然エネルギーなどのウェイトをふやしていくよりほかに方法がないというように思っております、方向性は私も共有いたしますけれども、具体的なこの施策において、直ちにやめられるような状況にはないのではないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 日本の原発、５４基あるそうですけれども、４０年、老朽化した原発も相当ありまして、そういうところから危ない原発を早く廃炉にしていかなければいけませんし、私たちは、まず原発から撤退するという方針を、国がきちんとタイムスケジュールを決めて、そこで私たちは５年から１０年以内という方針で提案しておりますけれども、順次廃炉にいくと。それで、とりわけ中国電力の場合は、先ほども言いましたけれども、依存率が３％ですから、その日本国内の先進地になることができるんだということを先ほども言いたかったわけなんです。中国電力と、私ではありませんけれども、中国電力の余剰電力といいますか、中国電力の電力依存率が３％で、直ちに原発をやめたら電力が不足にするのかという質問を中国電力の担当者にしたところ、平均的な夏の電力需要を考慮すれば、厳しいけど何とか供給できる。安定的に供給するためには、８から１１％の余力がある。だから、３％って言ってるのは、余力を外した部分で３％ってというような、かなりの余裕を持っておられるようです。

ですから、中国電力は、日本の電力会社の中で一番最初に原発から撤退できる電力会社になること、名誉ある電力会社になれると、私はそう思って、そういう提案をしたいと思います。そういうことから、町長も原発から撤退するのが正しい方針だとおっしゃるならば、中国電力に対して、そういう方向で一緒にそうしましょうよという話をしたいなと思います。そして、大体原子力の問題は、危険性は共有できたので、この問題は運動的に町長とも一緒に進められるなと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしますと、続きまして、天萬庁舎の……（「プルサーマル」と呼ぶ者あり）あ、プルサーマル、残ってました。これは私、今の原発よりももっと危険なものなので問題なんですけども、プルサーマル、じゃあいいという認識なんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 原子力発電というものが非常に危険なものであって、この際、脱原発を打ち出した菅総理や野田総理の方針というのを、支持はしていかなければいけないというように思うわけですが、さっきも言うように、現実問題として、あなたは5年から10年というようなことを簡単におっしゃいましたけれども、5年や10年でこれにかわる電力を確保できるのでしょうか。私は、非常にこれは難しいのではないかというように思っております。自然エネルギーそのものがほんのわずか、数%でございますから、これが輸入の14%も占めている原子力発電にかわるだけの発電量を確保するまでには、これはもう相当な年数がかかるというように私は思っております。

それと、中国電力の問題、3%なので、やめてしまえばモデルになるのではないかということですが、私が聞いているところでは、8%程度の余力を義務づけてあるそうです、電力会社に。これはどうも、法律でそのようになっているようですが、万一のときにきちんと備えるように仕組みられているそうでございます。

したがって、電気が不足いたしますと、産業面あるいは社会面などさまざまな分野に非常に大きな影響を与えるわけでありまして、今はその発電と送電を分離するとか、あるいは自然エネルギーの部分をもうちょっとふやそうというような、さまざまな手だてがなされておまして、そういうところに我が町も、例えば太陽光発電に補助制度を創設したり、そういうことをやっているわけです。小さな取り組みかも知れませんが、そういうことをきちんと果たして、責任ある対応をしたいというように思っております。

それから、プルサーマルのことですが、私もちょっと通告があったので勉強してみましたが、プルサーマルは、いわゆる使用済み燃料というものの、ウラン238というものが、燃料の

うち 95%までが再利用できるというところに、エネルギーの資源小国である政府が着目をして、これをリサイクルしていこうと。プルトニウムも一緒に燃やすんだというところで、このプルサーマル計画というのがあるというように学びました。

確かに 95%もの使用済み燃料をそのまま廃棄してしまうというのは、これは惜しい、もったいないことでありまして、これをプルトニウムをまぜて、MOX燃料ですか、そういうものにして燃やして再利用していくというのは合理的な理由があるように思うわけですが、ただ、制御が非常に難しいと、暴発する可能性があるというようなことが指摘されておりまして、余り立派な話でもないわけでありまして。

したがって、この原子力発電全体にかかわることですけれども、植田議員とはちょっとこの辺が意見が違うところだかもわかりませんが、結局、原子力発電をするので原子力の研究が進むということもあると思うわけです。それは危険な、本当は取り組まない方がいい技術かもわかりませんが、現に 54 基ですか、54 基も原子力発電を、日本国内にあって、これをいかに制御可能な、安全なものとして社会のために役に立てようかということを考えますと、この原子力発電がなかったら、原子力の研究は進まんと思いますね。

ですから、逆説的なような言い方なんですけれども、そういう分野での研究も進めて、あるものをやめてしまえというのは、これ言うのは見やすいわけですが、無責任だと思います。やっぱりあるものをいかに平和的に、徐々に、事故がないように終えんさせていくのかと。そして、終わった原子力発電所をいかに安全に、20年、30年かかるらしいんですけれども、きちんと害がないように処分していくのかというようなことも、これは研究しなければいけないわけでありまして。そういうことがあるから、やっぱり研究して、より安全な具体的な方法ができるというように思うわけですし、そこのあたりが若干、あなたと私とちょっと意見が違うというように思っております。総体としては、ないにこしたことはないけれども、プルサーマルも政府がそういうことを言っておりますが、なかなか私は、これはちょっと危ない技術だなとは思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 何ていいますか、町長の意見は何ていうか、よくわかったようではわからないんですね。原子力はやめないけんけども、あるものは使わないけん、何か矛盾したように私には聞こえるんですけれども。

私は、原子力のこの技術そのものは、共産党が最初の段階から言っていますように、安全な技術ではない。ていうのは、ウラニウムとかそういうものを、原子力の燃料を燃やすと、死の灰が

できる。その死の灰を、もうそこに囲い込んで密閉しておかないと、外界に出しちゃうと、それは大変なことになると。それをきちんと管理する技術がない。それから、死の灰を再処理する技術もない。そういう段階で実用化したことに問題があるんだということで、当初からずっと反対してきたんです。

今、一日も早く収束させんといけんというのが私たちの立場なんですけども、そこは幾ら言っても町長とは意見が食い違う……（「一緒だわい」と呼ぶ者あり）いや……。

原発をやめたときのエネルギーの問題を言われたんですけれども、自然エネルギー、日本国内での利用可能なエネルギーっていうのが太陽電池パネルとか小水力発電、洋上風力発電、このようなものを合計しますと、利用可能なエネルギー、実用化という問題はもう一つ別の問題があるんですけど、利用可能なエネルギーとして、何ぼでしたっけ、16億キロワットですか、これはちょっとあれですね、太陽光電池パネルなどで1億から1億5,000万キロワット、洋上風力発電で6,000万から16億キロワットというような利用可能なエネルギーのポテンシャルっていう言い方をするんだそうですけども、日本が本気になって技術開発すれば、幾らでもできる。

というのは、過去5年間に原発関連で2兆円を投下してるんですよ。自然エネルギー関係では6,500億っていう、そこをきちんと財政保障すれば、急速に自然エネルギーを普及していくことは可能なんです。そういうことも私たちは提案しておりまして、ただ、やみくもにゼロということ、電力が供給不足になるようなことにならないような提案も同時にしておりますので、一緒に前向きに考えていってほしいと思います。

そうしますと、天萬庁舎のサービスの問題ですけども、私、町長は少ない人員で頑張っているんだということで、あんまり問題意識を持っておられないのかなという印象を持ったんですけども、私が聞いておりますのは、天萬庁舎にいろんな相談に行ってもきちんと対応してもらえなかったということがあったんですよ。そういう事例、町長のところにまで届いておりますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。天萬庁舎でいろんな問題が起きます。大きな問題に至ったときには、私のところに報告がございます。ただ、一般論として、今、植田議員がおっしゃったようなことが毎日届いているかといえ、そういう状況にはございません。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 具体的にお聞きしたいのは、天萬庁舎が改装になりまして、それまで、図書館ができて、総合窓口のスペースが少なくなったんですよ。それで、人員の配置がどのように変わったのでしょうか。町民生活課の人員配置です。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。町民生活課の総合窓口、天萬ですが、人員の数には変更ございません、4名です。改装前も、改装後も4名でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、改装になってから後に話をいろいろ聞くようになったものですから、何か特別なことがあったのかと思うんですけども、一つは人事異動ということもないでしょうか。熟練された職員の方、その天萬庁舎におられる熟練度で見たとき、町民生活課に在職されている勤務年数あたり、きちんとわかっておりますか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。4名でございますけども、確かに、ことしの春に1名退職、3名が異動ってことになりました。ただ、異動の関係で、こちらの方、町民生活課の方も、職員がかわったことに対して住民の皆様には御迷惑をかけてはいけないということで、配置した職員については、こちらの方、町民生活課で、法勝寺庁舎の方におった者の職員が3名、動いております。窓口をやっていた者、戸籍をやっていた者、それから子育てを関係していた者、この3人が天萬庁舎の方に移っております。あと1名は、ことしの新規採用の者でございますので、決して能力的といいますか、事務的に全くタッチしてない者が行ってるわけではございません。特に、専門的に、戸籍なんかについては、こっちの方で戸籍を担当してた者が行っておりますし、窓口についても、窓口は、こっちに、法勝寺庁舎の方におりまして全般を受けている、特に税の知識も深い者が行っております。ですから、そういう面での減ったといいますか、従来から比べて対応が出来るということはないと考えております。

○議長（足立 喜義君） 残り時間が余りありませんので、まとめるようにしてください。

植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 住民の皆さんから聞くのは、私が具体的に聞いたのは、高額医療の請求をその月の10日までにすると、その月のうちに高額療養費の返却があるという事務について、不手際というか、それまでずっとやってきたのに、ええぐあいにならなかったということが1つと、それから、国民健康保険の減免手続で、中途退職の退職理由で減免が受けられる制度があるんですけども、その制度を窓口の方が御存じなかったために、いろいろあっち行き、こっち行きさせられたというようなことも聞きました。それから、後期高齢者医療制度で、医療としてマッサージを受けられるという制度を教えてもらえなかったとかいうようなことをお聞きしまして、なかなか個別の問題なんで、どういうふうにすればいいのかわかりませんけども、そう

いうことを窓口で……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、時間がなくなりました。

○議員（4 番 植田 均君） 窓口で、住民の方々によくわかっていただけるような対応をしていただきたいということが私の質問の趣旨でありまして、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど高額の関係がございましたが、これは、高額についてはどちらの方の窓口でも受けておりまして、特に、先ほどちょっと日にち的なことがあったということ聞きましたが、ちょっとこれについては私も承知してないんですけども、高額の返納制度、これについてはどちらの窓口でも従来から受けております。

それから、途中退職の方の減免の関係なんですけども、これは非自発的退職者ということだと思います。これは制度ができて、まだ真新しい、21年度でしたかね、制度ができたと思いますが、自分の都合じゃなくて、会社が倒産したりとか、そういうのでやむを得ない退職の場合に、国保で計算するときに、所得の100分の30で計算するというような制度があるんですけども、これは国民健康保険に入られるときに、雇用保険の方からどういう理由であったかという証明をもらう必要があると。町の方では特別に、今までこのことについて、じゃあ来られたときに、あなたは非自発的な方ですかという話は聞いておりません。ただ、会社の方でされるときに、ハローワークの方に行かれて、雇用保険でこういう理由ですということを持ってこられますと、それに従って非自発的という処置で手続をしております。この辺の関係が、なかなか個人のことに、そこであからさまに聞くのもどうかという気持ちもあったりしますので、その辺では皆様にお知らせする、そういうチラシみたいなものをつくったりとか、そういうPRの方で対応していくべきではないかと思っております。

それからもう1点は、何でしたかね。マッサージの関係ですけども、これは療養費の給付だと思いますが、これはあくまでお医者さんが必要があるっていうことで出されたものに対して、うちの方が給付しております。こちらの方からもらってきてくださいとか、そういうものではございません。あくまでその人の治療の関係で必要があるということがあって初めて出されるものでございますので、そういう方が持ってこられました場合には当然対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 以上で4番、植田均君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は2時50分です。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。議長から質問の許可を得ましたので、この場から4点についてお聞きしますので、答弁よろしくお願いします。

まず1つ目は、指定管理制度について。

7月27日、県労連と南部町との懇談会に同席して明らかになりました。そのことは、指定管理者の就業規則、雇用契約などの労働条件についての内容が、南部町の施設であるにもかかわらず、把握していないこと。私が情報公開の求めについても、ないことが明らかになりました。

公の施設を町にかわって管理をゆだねたのに、町が就業規則、雇用契約、労働条件、このように、そこで働く人たちのことを、その町が把握しておりません。県内で自治体アンケートのまとめを見ますと、把握している自治体があります。本町ではどうして把握していないのかお聞きするものであります。

2つ目には、伯耆の国について。

8月29日の全協で、坂本町長は、グループホーム建設の予定地の利用は無償で提供し、将来は土地全部とゆうらくの建物も伯耆の国で取得する、このような考えを示されました。そのことからお聞きします。

伯耆の国が計画するグループホームは、町の所有地、いわゆるゆうらくが持っております、あの地域のことであります。町と伯耆の国との土地利用の契約内容と、なぜ伯耆の国に取得させるのか、その理由をお聞きします。

3つ目は、水道料金の値上げ案の撤回を求めて、今議会に提出された値上げ案、このことについてお聞きします。

旧西伯地区は、現在でも近隣自治体と比べると高い料金であります。値上げをすれば、さらに周辺自治体との差が広がります。値上げ後は、会見簡水と西伯上水の料金の差も一層大きくなります。答申の内容に、目的の一つは、将来、水道料金の統一を図ること、このことに照らし合わせば、非常に大きな矛盾を感じるものであります。今すべきことは西伯簡水の料金の引き下げること、これが先決であります。と同時に、西伯上水の料金の値上げはやめること、このことであ

ります。

私は、この答申に基づいて、水道課そして町長、あるいは副町長が出席のもとに、各地区の説明会場に傍聴いたしました。そこで出された意見に基づいてお聞きします。

西伯簡水の料金を西伯上水と同じにすれば、必要な金額は幾らでしょうか。このことが1つです。

そして、説明会の会場の中、その中で、元議員の方からこのような意見が出されました。磯田町政時代に水道事業職員の給料は建設課の人件費で賄い、経費の節減に努め、料金の低額維持に努めておられた、このような報告が、意見がありました。この手法をぜひ今のこの町政で、今の町にも取り入れて、このような新たな負担をかけることをやめる、このことの決意をどうでしょうか、お聞きします。

西伯料金の引き下げと一般財源の繰入料金の値上げ案の撤回を要求するのですが、どうでしょうか。

4つ目です。法勝寺地区内の葬祭会館建設について、周辺住民の方は内容がわからず、事業開始後の不安を持っておられますが、町行政として、住民の合意と町の責任を求めて聞きます。

1つは、業者から、説明内容と周辺住民の方への対応はどうされたのかお聞きします。

2つ目に、周辺の方の土地のスペースからすると駐車場が狭く、町の一般の駐車場を利用させるのではないかと、このような声を私は聞きます。駐車場について、町長はどのように感じておられるでしょうか、お聞きします。

答弁を受けた後、再質問で追加した届けをしておりますので、そのことについて議論を深めたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、指定管理者制度と町の姿勢を問うということでございます。

公の施設の指定管理につきましては、地方自治法第244条の2第3項によりまして、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができると定められておりまして、同条第4項には、条例には指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものと規定されております。

したがって、本町におきましては、前述の法第244条の2第3項の規定に基づきまして、南部町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、及び南部町公の施設の指定管理者の指

定手続等に関する条例施行規則を定め、指定管理を行っているところでございます。

議員御指摘の就業規則、雇用契約などの労働条件についての把握ということにつきましては、地方自治法において特段の規定があるものでないことから、南部町におきましては、提出の義務づけ、確認を行っておりません。しかしながら、指定の申請時には、条例及び規則に基づき、事業計画書、収支予算書、定款または寄附行為の写し、及び登記事項証明書、申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々年度の貸借対照表、損益計算書、その他の団体の財務状況を明らかにすることができる書類を提出させることとしておりまして、またその事業計画書には、施設の管理業務に係る職員体制として、組織図、職員数などの管理計画の記載を求めているところでございます。

また、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成させることとし、管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料の収入実績、収支決算の提出を義務づけております。

町としましては、公の施設の管理の適正を期するために、申請段階におきましては、さきに述べました提出書類に基づき、選定委員会において意見を徴した上で厳正に選定いたしており、毎年度の事業報告時には利用状況、決算などの確認を行い、当該施設が適正に管理運営されているかの確認をしているところでございます。指定管理制度につきましては、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために、法人その他の団体に管理をお願いしているものであり、当該団体等におかれまして、より効率的な管理運営を行っていただいているところでございます。

したがいまして、施設の運営効果に直結しない、その団体等の労働条件などについて把握する必要はないものと判断しておりますが、町の責任である施設の適正な運営の確保のために、指定管理団体には法の遵守について指導してまいりたいと思っておりますので、御理解ください。

次に、伯耆の国についてでございます。

グループホームの建設についてでございますが、町では年々増加する認知症高齢者の問題解決のために、さまざまな施策を講じておりますが、御家族のみでの対応は限界もありまして、グループホームの必要性が高まっていました。町内で介護保険事業を展開している社会福祉法人伯耆の国と協議をする中で、伯耆の国の方で建設していただくように協議が調ったところであります。

ゆうらくを町が建設した経過もありますから、本来は町の責任において建設も行うことが望ましいのでありますが、町には大規模投資を控えなければならない行財政上の課題もありまして、進んでいなかった面もございました。このたび、基金事業で建設に有利な補助制度が創設されたことを機会に再度協議をいたしまして、福祉現場の実態から、兼ねてからグループホームの必要

性を訴えてこられた伯耆の国に建設をお願いすることといたしました。したがって、当然、町有地への建設に同意したところであります。これは、町が建設して指定管理により運営を伯耆の国をお願いした場合に準じた措置でございます。しかし、用地は町、建物は伯耆の国の所有となり、長い間には財産権をめぐるさまざまな問題も生じてくると考えられますので、早い時期にすべて売却することを視野に、議会と相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、水道料金の値上げ案についてでございます。

まず、西伯簡水の料金を上水の料金と同じにすれば、必要な金額は幾らなのかということでございます。平成22年度有収水量で計算しますと、現行ベースでは260万2,792円となりまして、平成23年度改定のベースでは182万5,982円が1年間で必要となるように試算をいたしております。

今回の条例改正案では、西伯簡水の料金は据え置き、公共料金審議会の答申により、平成25年度には上水の料金と同じ金額にする考えですので、御理解をいただきますようお願いいたします。

2点目、職員給与を一般会計で賄えということですが、上水道事業は、地方公営企業法で原則独立採算制で運営することとされております。現在の上下水道課は、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽推進事業特別会計を担当する課となっておりまして、職員の給与について、この会計から支出することが原則となっております。

磯田町政時代の職員給与については、建設水道課として給与が予算化されていたため、そのようなことができた可能性があります。現在は上下水道課と独立しております。水道会計から給与を支出することが妥当であると考えております。御理解を賜りたいと思います。

次に、西伯上水の料金の引き下げと、一般財源の繰り入れにより料金値上げの撤回をということでございますが、今回の条例改正は、公共料金審議会の答申に基づきまして、平成23年度の料金改定案を提案するものとなっております。

水道会計は、平成22年度の決算説明でも行いましたように、収益的な収支で723万1,000円余の収益を上げておりますけれども、資本的収支では1億2,732万3,000円余の差損となり、これには企業債4,420万円と収益的収支の減価償却費と資産減耗費8,054万4,000円余を充てております。それでもなお257万8,000円余の不足金が生じますので、収益的収支から補てんしており、損益計算書によりますと、消費税を含まずに77万8,000円余のマイナスとなっております。また、企業債現在高は16億229万9,000円余

となっておりまして、今後も起債の元利償還にかかわる支出は現状の状態が続くことになります。基金の残高は1,261万6,000円余ですが、これも田住配水池工事のために積み立てたものでありまして、平成23年度支出となっております。平成23年度末にはなくなります。内部留保資金については、平成22年度決算でも減価償却費、資産減耗費の現年度分を資本的支出の起債の元金償還に充てても足りない状況でありまして、実質マイナスとなっております。

このように、水道事業会計については非常に厳しい会計運営を行っておりまして、平成22年度において、基準内繰り入れで1,879万9,000円余、これは簡易水道の建設改良起債の元金利子の半額などでございます。そして、基準外で公共料金審議会において料金改定について審議中でもありまして、やむを得ぬ緊急避難的な措置として757万7,000円余の、合わせて2,637万6,200円の繰り入れを行っております。

議員御質問のように、一般会計からの繰り入れについては一定の根拠が必要でありまして、今回は継続的繰り入れを回避する判断と、公共料金審議会答申により、最小限の使用料改定を提案させていただいたものでございます。どうぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、法勝寺地区内の葬祭会館の建設についてでございます。現在、法勝寺地区内の旧西伯ストアーの駐車場であった民地に建築中の葬祭会館についてのお尋ねでございます。

まず、事業者からの説明内容と、周辺の方の対応はいかがかということについてお答えします。町の方には、敷地買収についての契約が締結された後に、事業者より建設計画について説明がございました。会館は耐火構造の鉄骨平家建てで、収容は188席ということで、オープンの予定は10月上旬とされております。地元へは事業者より着工前に区長さんや近隣の住家の方々に建設予定の説明とお願いをされた旨を聞いております。建設予定地付近の住家の方から防音、目隠しなどの配慮についての要望があり、境界に目隠しのための壁を設置したり、隣接には総合福祉センターしあわせの室内プールがありますので、そこには植栽をするなどの対応をされると聞いております。

また、建物の進入口については国道180号側と町道側の2カ所を予定されていますが、交通安全面に配慮していただくように要請しております。近くには西伯小学校もあり、児童の安全に留意し、登下校時は特に注意を払っていただくことを要望しておりますし、開業後も会館利用時は、事業者で車の誘導などに努めていただくこともお願いをしております。

次に、葬祭会館建設予定地周辺の方が、駐車場を町の公有地を利用させるのかと不安を持っておられるということでございますが、現在建設中の敷地では、駐車場は42台のペースを確保されるようですが、今後、周辺地に別に駐車場を準備される予定もあるようでございます。町の公

有地を利用させることについては、現状でも本来の公的業務に支障がない場合は許可しております。開業を予定されている事業者は、周辺の環境配慮や地域振興にも努め、事業展開していきたいという姿勢でおられます。開業後は、南部町商工会にも加入される予定と聞いていますので、町内の商工振興への協力や事業所の雇用の見込みも想定できます。また、葬儀などが無い場合に限られますが、地域行事などで必要な場合は、できるだけ業務と調整し、敷地の利用を含めて地元と協力をしていきたいとの意向もあるようです。

ことしの春のさくらまつりの際には、建設前の土地を臨時駐車場として観光協会に無償で貸与いただいたことで、さくらまつりや法勝寺一式飾りも見学に来られた多くの皆様に喜ばれたとも聞いております。

町土の利用については、町として一定の責任があることは事実ですが、今回の施設については、町民の皆様の利益を損ねたり、健康を害するような迷惑施設というものではないと認識しておりますので、住民の合意を前提とする案件ではないと判断をいたしております。開業を予定されている事業者には、今後も地元に対してはきめ細やかな配慮をお願いし、事業所が地元で愛される企業として運営されることを期待しておりますので、地元の皆様には御理解をいただきますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきましたので、それに基づいて再質問をいたしますので、よろしくお願いします。

まず1つ目に質問しました、いわゆる労働条件ですね、そのような把握がどうなってるのか、しているのかということですが、これは町行政と県労連が懇談されたときに、私も資料をいただいております、町が持っていないということはもう以前、わかっておりました。その中で、多分これ行政側にも持っておられると思うんですけども、県の中で何ばかの自治体で把握してるという一覧表があるんですが、これを見られてどのように感じられたのか、まずお聞きします。町長答えてください。総務課長に聞いてません、町長に。なぜ町長が答えんのですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。労働条件の把握ということで、ちょっと私の方、調査をいたしました。

大山町がやっているということをお聞きしましたので、大山町の方に問い合わせてみましたが、大山町の方は、すべてが実施されているというものではないようでございます。課によって対応が違うということで、ここで言うと、一部やってるといった書きの方が正しかったというふう

に担当が申ししておりました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 労働条件の把握を全部にわたってはやってない。一部にわたってについてやってるということだったですけども、一部というのは内容がわかりますか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 個別の案件はわかりませんが、その課によって、例えば、産業課はやっておったり、教育委員会の方はやってなかったり、そういったような意味合いで、特定のこの課がやってるというようなことは聞いておりません。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） あれですね、この一覧表を見ますと、大きなところでは鳥取市だとか、あるいは北栄町で、三朝は全部でないですけども、かなりの部分やっておりますね。大山町が、先ほど総務課長の答弁でありました。日南町は各項をやっているという状況ですね。

これをもとに聞くわけですけども、一つ、実は去年の12月22日に総務省が指定管理制度の運用についてということで8項目で、多分この行政の方にもそれが届いてると思うんですけども、それはごらんになりましたか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほどの御質問の中に、12月22とありますが、28の間違いでございますので。届いております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、その8項目が上がっておりまして、それはまず、これは片山総務大臣のときですね、今、内閣がかわりましたのでね。ですけども、そのときに指定管理制度とは一体どういうことで始めたのか、導入したのか、そのいきさつがまず前段に設けてありまして、それで8項目ずっと上がっております。

それで、私が特にこれはやっぱり必要なことだなと思ったのが、8項目の中のナンバー6で、このように示されております。指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用、労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること、このように示されてるんですよ。

私は、内閣が、政府が配慮がなされるように留意すること、このように書いてあることについて、非常に重いものだと思うんですよ。そのことからすれば当然、私が先ほど把握しておられますかということと言われたのは当然だと思うんですよ。

いろいろこの裏を、裏というんですか、これを出された背景によりますと、いわゆる官製ワーキングというんですか、官製でない、民間に移った場合は官製とは言いませぬね。ワーキング、いわゆる年間200万にも満たない、そのような報酬というか給料で仕事をさせていること、このことが、ひいては日本の経済の疲弊を生み、そしてまたその人たち、そこで働く人たちの雇用の条件というのが非常に悪い。そういう中で、やはりきちんと公の施設をそこに出すのであれば、財政の問題があるから、そう一概に全額そうしなさいとは言いませんが、しかし、そこに出すのであれば、公務員に対する待遇と対比して、やはり低ワーキングで働かすようなことをやめるべきだと。そのことから労働団体の方から何回もこの総務省の方に、本来の趣旨からすると、そういう劣悪とは言いませんけど、待遇が悪い中でやると、いわゆる専門性だとか、あるいは住民へのサービスが非常におろそかになる、そういう実態もある。

そしてまた、愛知県なんかでは、人命が損なわれている。プールの事故とかそういうのがあるので、十分気をつけるため、そのためにはやはり公の施設を出した自治体は、少なくとも労働条件とかそういうもんをきちんと把握してそれなりの指導をする。あるいは、給与面のことについては一定の配慮も行うべきだということを、こういうことを指摘してるわけなんです。総務大臣が言うには、一概に経費削減に走って、いわゆる安上がりの住民サービスをやるのはやめましょうと、やめるべきだということを言ってるわけですよ。

そういう意味から再度聞くんですが、いわゆる労働条件についてどのようにやはりすべきではないかというぐあいに私は言うんですが、それについてどのように考えておられるか、答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。総務省自治行政局長からそのような通知が参っておりまして、その8項目のうちの6番目に、指定管理者の選定に当たって、労働法令の遵守や雇用、労働条件への適切な配慮がなされるように留意をしなさいという丁寧な文書が参っております。先ほど答弁いたしましたように、そういうことに注意をして今後取り扱っていくということでございます。

はっきり申し上げて、政府が3分の1ものワーキングプアというんでしょうか、非正規労働者というような状況を一方ではつくっておいて、一方ではこういうものを出して、私は本当に勝手なもんだなと思っております。やっぱり社会保障制度に若い人が参加をして、税も払い、保険料も払って初めて持続的にこの社会というものが続いていくんだというように思うわけです。それを小泉改革などに端を発して、今の状況というのは非常に厳しいものがございます。なかなか将

来が展望できないので、保険料もそれこそ納めたくても納められないと、こういう状況をつくってきたわけですから、今になってそういう通知1枚で何とかしようというようなことは、本当は私から言わせれば甘い、政府は無責任だというように思っております。

今回の指定管理制度については、いわゆる保育園の民営化ということを伯耆の国にお願いするということの中で、こういう状況を改善しようと取り組んだわけであります。そういうのも一つの理由であります。非常に非常勤職員という立場で、経験年数が違って、年齢が違って同じ賃金で働いていただいていた。そして、雇用期限が到来するというような中で、今回このようなことを指定管理にして、そこに保育園の運営をゆだねていこう。それと同時に、そういうワーキングプアと呼ばれるような人たちの改善をしていこうという取り組みでございまして、ぜひ御理解をいただきたいというように思います。

そのことと、もう一つ、亀尾議員が求めておられます労働条件の提示だとか内容だとか、私はそれは必要ないと思っております。それはいわゆる労働基準局という監督官庁がきちんとありますから、そこが管理監督すればよいことであって、私どもがそこまで行政の範囲を広げますと、二重行政になってむだになります。したがって、労働法制は遵守をしていただきたいということは、これは当然のことです。そういうことをまたきちんと言うということは、この通知にもありますから当然なんですけれども、あえてそのことをてこにして、すべてのものを出しなさいというような考え方には立っておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長の答弁から聞きますと、総務省のこの指定管理制度の運用についての6項目め、これについてはやらないということの答弁と受けとめておきます。

私は、非常にこれ残念に思います。でも、今そう言われましたので、それ以上は言いませんが、とにかく残念に思うところであります。

次に、伯耆の国についてお聞きします。先ほども最初にお聞きしたんですが、8月の29日、全協でグループホームのことについて聞いたわけですが、私は非常に不思議に思うのは、なぜその土地と建物を、このたびは土地ですが、将来的には土地と、それから建物も買収かあるいは無償かどうか分かりませんが、土地は買い上げるということを言っておられましたが、建物についてはどうされるのかわかりませんけども、どうしてその施設を譲渡されるのか。

答弁では、将来は財産権の云々でもめたら嫌というか、もめたらいけないので、そのことを心配してそういうことをするんだということだったんですが、私は、そのことだけの理由というのはおかしいと思うんです。だって、財産権はちゃんと登記というんですか、そういうもの、書き

物があるんだから、それで将来もめるといえるということはないんだけど、どうして今のゆうらくを指定管理ではいけないのか、そのことをもっと御説明していただきたい。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁をいたしておりますけれども、将来的に、近い将来、そのように考えておるということでございまして、今すぐそういうことをするというものではございませんが、ただ、こないだも申し上げましたように、上に建物を建てる、その下の土地は他人のもんだというときには、例えば銀行などから借金をするについて、建物を担保に差し出すの、これは当然のことなんですけれども、下の土地もセットになった方が、より確実であります。亀尾議員も自分の宅地がどなたのものかわかりませんけれども、これが他人の土地だったら、上に建っている自分の家というものを、建てかえのときには所有者にまた了解も得んと建てられませんし、やはりこの下と上が一緒になっておった方が、きっと住み心地もいいのではないかとこのように思います。そういう面が一つございます。

それと、土地と建物、分けて考えておりますけれども、町の立場から言うと、今後建物については、これは町の立場でございまして、町の立場から言うと、今後建物については、いわゆるメンテナンス料といえましょうか、徐々にたくさんかかってくるようになります。これはわかりますね。経年減価するわけでありまして、どんどん経費がかかってくるということがございます。そういうことを総合的に判断して、今回、伯耆の国がグループホームを町有地に建設をするという、そういう時期をとらまえて、この際、土地、建物について全面的に伯耆の国に買っていただくと、譲渡するということも一つの視野に入れて、今いろいろ検討をしているところでございます。わからんとおっしゃいますけれども、そういうことでございます。下と上が一緒なもんがいいのではないかと。

伯耆の国に下の土地、持たせますと、今度は町がおかしいことになります。伯耆の国の土地の上に町のゆうらくという建物が建っているという状況になるわけですから。この際、土地、建物を一括して伯耆の国に購入していくと、譲渡すると。そして、町はこれからかさむ一方のメンテナンス料というようなものについても一定の配慮はしながらも、伯耆の国であとやっていただいたらどうかと、このように考えているわけです。

伯耆の国も、現在大切にに使っていただいているわけですけど、本当に自分のもの、名実ともに自分のものとなれば、もっともっと大切にに使っていただけるということも期待するわけです。そういうことから、今、考えておるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確かに維持管理、将来のメンテナンスのこと言われたんですけども、それは一たんつくった、石ころなら、石ならそんなに壊れるということもないし、コケがつくぐらいで洗うぐらいのもんですが、建物については、それは年数を重ねれば老朽化してきて、あちこちの修理代がかかるということはあると思うんです。それは十分考えられます。

ただ、私は思うのは、指定管理をやっている、指定管理の間は町が、いわゆる南部町が主体になりますね、いわゆるあそこの運営とかそういうことについては。運営といいますか、福祉施設でしょう、福祉のことについては、あそこにそれだけの、こういうことをやってはどうですかとか、そういうことは主体として言えるんだけど、しかし、すべて、土地も建物も全部民間のそこにやれば、全く町と縁が切れてしまうという状況になるわけですよ。そうすると、社会福祉というのは、特に坂本町長は思い入れが強いでしょう、社会福祉に。そういうことであれば、やはり町として、きちっと一定の主体性というものは持つことは必要だと思うんですが、そのことについてどう考えておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も社会福祉といいたいでしょうか、南部町を明るくて住みよい町にしたいという思いで一生懸命やっておりますので、そのことについての議論はないと思いますが、ただ、町がその施設を持つか持たんかというようなことではないと思っております。町は大きな福祉の町づくりの方針といったもので、そういう事業所を活用し、督励し、町づくりを進めるというのが正しいわけでありまして、町がどうしても持っておらんとそれができんというようなことではない、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きするんですけども、人の持ち物を、これをあなたが使っていていいですよと言われた場合は、やはりそれ一定なりの配慮といいますか、乱暴な使い方もしちゃいけないし、そうだということがあるんですよ。これを使う人がどういう状況の考えでやっておられるかということはわかるんですよ。

ところが、これを完全に自分が取得した場合は、自分の思うように、意のままに使えるということが生まれますね。そうすると、例えて言いますと、落合の方の、町には言われておりませんが、私のところに聞こえた声は、こういうことが言われてます。南部町のこの地に、地元ですわね、つくって、あそこでそういう状況だから、そういう公の施設で見てもらいたいという状況であって期待しとったんだけど、これが完全に民間に移ってしまうと、そういう状況がどうしてもおろそかになるんじゃないか。極端なこと言うと、あ、ゆうらくとられてしまったかと、こ

ういう意見があったんですよ。それは間違いか正しいかわかりませんがね。しかし、町民で、落合の人は特に、周辺、私も含めてですが、そういう強い思いがあるんですけど、町全体からしても、あそこで町の施設を、ゆうらくが運営してるんだけど、町の施設だということがあれば、それだけの安心感といいますか、そういうもんを持っておられるんですよ。

ところが、完全に民間になったとする。極端な言い方すると、今は町内の人をどっちかという、よく優先とは言いませんが、そういう一定の配慮のもとでやられると思うんですが、それが民間になってしまったら、町が町民に対する配慮というものがなくなってしまうというぐあいになるんですよ。そこら辺について、町長どう考えておられるか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういう懸念はお持ちだとは夢にも思いませんでした。全くそういう御懸念は当たらんというように思います。特にこの伯耆の国は、この老人ホームの運営を行うために、町が出捐をしてつくっていただいた団体でございます。したがって、本来のその目的が、勝手に町民のことを考えず何かやるっちゃうやなことにはなっておりませんので、そういう御心配はないように。それから、とられてしまったなんておっしゃいますけれども、とられてなんかじゃありません。

それと、とにかく今は、そういうことをこの建設を機に、あなたが全協でお尋ねになるので、私はこういうぐあい考えているところだという胸のうちの答えを答えたわけであって、今そういう議案を提案しているわけでもございませんし、ここでその仮定の話にどんなに議論してみたって、これは始まん話だろうと思います。

きちんとそういう方針を出しますと、議会に御相談申し上げますから、議案という形で。その折にしっかり御意見もいただきたい、このように思います。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 誤解を招いたらいけませんので言っておきますけど、ただ、私が言ったのは、南部町民はもう優先的に入れるというような、そういうつもりはありませんよ。ただ、町内の人としては、ゆうらくがあるんだからなあという心のよりどころという、そういう思いを持っておられるのが、それについて、それが非常にそういう思いから離れて、冷たいなという感じを受けてしまうというのが皆さん、皆さんというか、そういう人の声はあるわけなんです。そのことです。

それから、再質問の届けで言っとったんですが、実は、坂本町長は理事長としてずっと長いこと務めておられたんですけども、理事長の職を解かれたわけですね、のかれたわけですが、これ

はどういうことで。今まで何回も町長とゆうらくの理事長は、兼ねるのはまずいよということを言ったんですけども、いや、そういうわけにいきませんということですからずっと固持されてきたんですけども、そのことについて、どういうことで、それはなられたんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この件については、以前からたびたび質問もいただいてまいりましたので、ここではっきりお答えをしておきたいと思います。

まず、私が伯耆の国の理事長に就任しておるということについては、一つは、町の出捐した団体であるということによって、伯耆の国ができたときには、西伯町長か会見町長かいずれかがその責任者にならなければならないということでございました。そういう指導の中で、私が伯耆の国の理事長に就任をしたということでございます。そして、運営をする中で、ほとんど運営資金がございませんので、銀行から運営資金を借金して運営をするような状況でございました。最終的に、2億8,000万円の資金を銀行から調達をいたしております。それに坂本昭文が個人的に保証人の保証をすることを求められてまいりました。南部町長ではなくて、個人の坂本でございます。2億8,000万円の保証を個人的にしていまいりました。8年経過しまして、この間、順調に経営も推移し、借入金も返済してきたということでございます。

そういう状況にあって、ことしの6月に改選期というのがやってきたわけでありまして。役員の改選期でございます。改選期に当たって、いろいろ考えるところがございました。一つは、今の伯耆の国の職員体制の中で参事がおられたわけですがけれども、この方が年度末で60歳、定年退職になるということでございます。そういう状況を踏まえて、今、定年退職で失ってしまいますと、伯耆の国の運営が行き詰まるのではないかと、こういう懸念もございまして、参事に理事長をお世話になるということが合意されたわけでありまして。このことによって、引き続いて伯耆の国の運営をやっていただくと、より責任を持ってやっていただくということになったわけでありまして。

それともう一つは、銀行に確認をいたしました。町長じゃなくても新しい資金をお借りできるかどうかということを確認したわけですがけれども、これは今日までの経営状況が非常にいいというような状況も御判断いただいて、町長でなくても資金の融通はしめようと、こういう回答を銀行からいただいたわけでありまして。そういうことをもって、私は理事長を辞しても大丈夫だと、このように判断をいたしまして理事長をやめて、普通の平理事というんでしょうか、になったわけでございます。

ようにやめりゃよかったんじゃないかって言いたいでしょうけれども、まだ2億8,000万

の残債が一部残っております。私が請判をしたもんが、個人的に。したがいまして、これはように、完全にやめるということにはなりません。したがいまして、平理事という立場で経営には引き続き参画をしていくということでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） しつこいようですけど、今まであれだったのですが、のことにについては、それはできないと。いわゆる個人で保証していると、借入れの。先ほどの答弁では、8年がもう経過したと。まだ残債はあるけれども、非常に順調に返ってるんで、それで理事長をのけてもいいだということになったんで、ということだったですね、答弁が。

そうすると、私は銀行がそれだけ信用してるのであれば、いわゆる坂本昭文氏が直接お金を借りて、坂本昭文氏が直接銀行へ返してる、そういう状況ではなかったでしょう。あなたは保証人だけれども、返してるのは伯耆の国として運営で返してるという状況だったと思うんですよ。そうすれば、私は参事の名前で今度、借りかえても十分いけるであったと思うんですよ。そうすれば理事にとどまる必要はなかったんですけど、どうしてそう理事にこだわられるのか、私、よくわからんのですわ。

だから、今、借りかえでもしたら事足りるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そこまであなたに言っていただく必要はないというように思っております。私がその理事にとどまるとかとどまらないというのは理事会の話でありまして、それから、経営状況がよくてどうのこうのは、これはそういう状況をつくってきた、私も自負がございます。もちろん私が個人的に返すわけではありません。伯耆の国が健全経営の中で、私が請判をした借金を返しておると、こういうことでございまして、それは改めて言うまでもないことでございます。

私が理事にとどまっているということについては、あなたはさっき、落合の皆さん方がどうのこうのとおっしゃいましたけれども、逆じゃないですか、矛盾しておりませんか。私がむしろ理事にとどまっているからこそ安心しておられるんじゃないでしょうかね。私は、非常にそういうことを聞いて不愉快な思いがします。そういう経営についての努力を全くなさない方からそういうことを言われる筋合いはないというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間がありませんので水道に移るんですが、最後にもう1点お聞きします。

今度は、今まで坂本理事長は、いわゆる町長としてやっておられたんで、いや、今もやっておられるんですけども、だから無報酬で理事長を務められてましたね。

ちなみに聞くんですけども、今度の新理事長は幾らの年間の総支給額を受けるんですか、そのことをお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういう問題について、ここで答える必要はないと思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 多分そう言われると思っておりました。

ただね、公のところでは、トップはやはり幾らもらってというのが、通例では、一般の企業では出しますよ。そのことだけは指摘しておきます。

次に、水道料金に移ります。私は、先ほど答弁があったんですけども、西伯簡水を上水と同額にすると260万2,000円だったですか、の負担で同額になるということなんですね。私は説明会のときに、東長田、あるいは上長田のところも行ったんですけどね、改めてあの表を、説明会に持って出られた表を見て、改めてうちはこんなに高いと思わなかったと。何とか、少なくとも西伯上水並みに下げてほしいという、そういう声だったんですよ。

私は、膨大な金額なら、それは別ですよ。260万の金額ですね。それで、改定後は152万になるということだったんですけども、今回の、ことしの22年度の決算を見ますと、あれですわ、基金総額見ますと、全部で基金残高総額は29億9,603万円上がってますね。前年よりも1億5,400万ふえてます。こういう状況であれば、少なくともこれは、そういう手当てを早急にとるべきだと思うんですよ。どうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これは先ほど答弁したとおりであります。いわゆる地方公営企業法の原則、収入をもって支出を賄うと、こういうことでございまして、基金の額がふえたので、そいつを使って対応せえというようなのは全くナンセンスな議論だと、このように思っております。

ちなみに、この水道料金については各地で説明会もしたわけでございますけれども、西伯の上水については、平成9年以降、見直しがなされておりません、平成9年。それから、会見については昭和60年以降、見直しがなされておらんということでございます。したがって、西伯については14年ぶり、それから会見については26年ぶりということでございます。ここまで

料金改定をせずに何とかやりくりしてやってきたんですけれども、もうけてはおりませんよ、もうけておれば値上げする必要はないわけですから。やりくりしてきたんですけれども、今、資金ショートといいまして、現金が全くない状況というのが生まれるわけです、資金ショート。お金がないということです。

従来は、減価償却費などをある程度内部留保金として持っておりましたので、それで回し回しして何とか対応できておったわけなんですけれども、さっきの答弁しましたように、実質それももう限界に来ておるということでございます。したがって、町民の皆さんには本当にこのような時期に値上げをお願いするというのは心苦しいわけでございますけれども、長い間、水道いろんな努力をして頑張ってきた。この際、そんなに大きな値上げにもなっておりません、御協力を賜りたいと、このようにお願いをする次第でございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 昨日、担当課の方から資料として、水道料金の改正説明をもらいましたね。現行とそれから改定がなされると、いつを見込みとしてどれだけ改定後にふえる金額はどれかといったら、782万490円ということが提示されてるんです。

そこで私は、また決算を見ると、去年は水道の赤字部分、それが1,422万8,000円だったんですね。ああ、これは違う、もとい、21年度の決算はマイナスの1,455万2,000円で、22年度、昨年の決算すると、これがマイナスの78万円になってるわけですよ。私は、もちろん設備投資の分の、いわゆる起債償還分を含めたらもっと多いんだけど、しかし、この使用の分の差し引きでやると、もっと減ってるわけなんです。私は、馬佐良とかそういうこの簡水の方は、こう言ってる声聞くんですよ。水道料金が高いと。だから、使うのをできるだけ節約してやってるということなんです、これが値下げがかなったら、恐らく使用量がふえて、つまり水道料金が入る金額が上がると思うんですよ。私は、逆手にとって、そういうこともやるべきだと思うんです。

それと、根本は、一番最初にそのところで言ったんですけれども、町長の答弁では独立採算制が原則だということだったんです。しかし、公営企業法を見ると、びた一文も出してはならないことになってないんですよ。状況によっては、そういうことも可能だということなんです。だから、少なくとも私は水道職員の2名分、これ予算で見たらこうだったと思うんですよ、予算、決算だったかな、2人分の人件費、いわゆる社会保障費も全部含めて1,422万8,000円が上がってると。これは間違っていないと思いますが、私が見たらそうなんです。少なくともこれはやれば、十分この部分ではおつりが出るんですよ。

今の町民の生活実態は、中には、ああ、楽だ、楽だ言う人もいるかもしれないが、しかしこの経済状況の中、本当に所得の落ち込みがひどい状況です。だから、できれば何とかして安くしてほしい、公共料金を。そういう中でなんですから、今こそそういうことに英断を振るうべきだと思うんです。どうなんでしょうか、町長。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。水道会計の読み方といいたいでしょうか、そういうことがあんまりわかっておられんなと思って、今、聞かせていただきました。さっきの答弁で、るるずっと話したわけなんですけれども、いわゆる減価償却費などを充当して、なお足りんという状況になっているわけです。安くしてどんどん使えば、かえってよくなるのかもわからんということもおっしゃいましたけれども、やっぱり水資源はそれなりに大切に使うべきではないかというように考えるわけでして、ここに南部町水道の料金体系が基本料金と、そして従量料金と、いわゆるたくさん使えばたくさん料金がかかる、そういう仕掛けになっております。これは、いささかブレーキもかけた料金体系になっておると、このように思っているわけです。

それから、繰り入れのことなんですけれども、繰り入れを既に2,637万6,000円しておるということを先ほども申し上げました。600万円職員給与平均しますと、4人分ということとであります。繰り入れをしていないのではなくて、繰り入れを、十分ではないにしてもやっておると。水道課の職員、5人おりますので、そういう意味から言えば、4人分の繰り入れをしておるといような理屈でもあります。

ですから、そういう住民の立場に立って主張されるということについては敬意を表するわけなんですけれども、やはりこの水道事業を運営する町長の立場からしますと、この水道問題で、今の者が頑張らずに、後の世代にツケ回しをするというようなことは私はしたくないわけであります。それもあんまり無理なことでもございません。南部町、旧西伯においては13年、14年ぶり、旧会見においては26年ぶりですか、こういう長い間やりくりして頑張ってきたわけですから、ぜひ今回はお認めをいただきたい。よろしくお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、水資源はいいかげんに扱っていいなんては全然思っておりません。確かに貴重なものですけど、ただ私は、水道使用量がふえるのは、そのじょんじょんじゃぶじゃぶじゃぶじゃぶ出して流せと言っているわけではないです。使いたくても抑えておられるのを安心して使えるようになるなという、一つの何ていうんですか、例として例えて言ったもので、水資源は大変だということは、私も共有しております。

水道料金で最後にちょっと聞くんですが、料金の今度の新しい改定になりますと、そうすると、料金の差が、同じ町内でも広がるわけですね、旧会見の場合。以前、くしくも私、言ったんですけども、会見と西伯の合併で非常に、何ていうんですか、なかなか合意がでんかったのが、水道料金が違ってるのをこのままにするか一定にするかということの双方の違いで、それが一つの大きなネックになった。最終的には現状でいきましょうということになって、合併ができたということだったんですが、今度そうすると、差が広がると将来、統一するにますます難しくなるんじゃないですか。その点についてはどう考えておられますか。町長答えてくださいよ。町長、あなたが……。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。料金の差が広がるということでございますけれども、今回の平成23年度の料金改定の提案につきましては、公共料金審議会の答申に基づきまして引き上げをするということのままでございます。具体的には全協でも説明させていただきましたけれども、西伯上水が、平成22年度の有収水量で計算いたしますと741万5,190円の収支改善というか、増額になります、9.5%でございます。西伯上水の、これは13ミリですね。それから公共ですが、40万6,300円で1%。合わせまして、西伯上水が782万1,490円の改定額で、6.6%。

また、西伯簡水は今回、料金を据え置くということで、先ほどの答弁にありましたように、答申のとおり、25年度には上水と統一をするという答申をいただいておりますので、当然、平成25年度には西伯簡水の料金は引き下げると、基本料金等は引き下げることになると思います。

現在、今回の提案では、簡水、上水合わせまして、西伯側が782万1,490円ということで6%、会見の方が、会見の池野の方が6万2,280円の増で3.8%、会見の旧簡水ですね、今、上水になっていますけど、173万2,820円の増で4.4%。合わせまして179万5,100円で4.4%ということで、若干西伯の方が上がり率が高いということになっておりますので、これはまた25年度についてはこの差が広がらないように調整をさせていただくということで、また公共料金審議会等にも検討いただいて、25年度の料金については再度また御提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、原課の課長、真壁課長から答弁があったんですが、町長、今、広がってるのに、先ほどパーセントで言われた6%と4.4%、これが会見の方が高くて4.4

%の値上げ、西伯の方が低くて6%の値上げなら、それは差が縮まることがありますね。ところが、高い方が余計上がって、低い方が少ししか上がらないということは、sonだけ差が広がるんじゃないでしょうか。町長どうです、それは。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。おっしゃるとおり、今の段階はそのような状況が起きるというように思いますが、さっき課長が答弁しましたように、今年度、公共料金審議会を再度開催していただいて基本料金をそろえるということで、新しい筋道、展望を持ちたいと、このように考えております。

昨年の公共料金審議会は、27年度以降の統一ということは言っていたいておりましたけれども、正直申し上げて具体的ではなかったわけです。今回は基本料金をそろえるというところから仕切り直しをして、そろえるための条件整備を今回はさせていただくということでございます。今後について、今度の答申では西伯簡水の方が値下げになって西伯上水と一緒にになると、こういうことでございます。それから、基本料金が統一をされるということでございます。会見の方は、基本料金プラス、1トンからすぐもう従量料金になっておりましたので、これをそろえるというところからスタートをします。そういうそろえるところから将来的な統一料金への道筋を開いていきたいと、このように考えているわけでございます。

したがって、差し当たっての差というのは、これは御了解いただかんといけんし、そういうことをまた包含した新しい公共料金審議会の答申をいただきたいと、このように考えております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間があとわずかですので、最後に、水道料金の答弁はここまでで聞きおいときます。

ただ、次の公共審議会の方がどういう結論を出されるか、なかなか料金の統一は、開くと難しいですよということは指摘しておきます。

次、葬祭会館についてお聞きします。実は、以前に葬祭会館について、全協でその他のところで、議題としては取り上がってなかったんですけども、どうなんですかということを聞きましたら、こうだったですね。あいさつに来られましたということで、どういうことが内容だったのかと聞いたら、町長は、ただあいさつに来られただけで内容は、ということと言われなかったですよ。そのとき、全協であいさつに来られたと言われたのは、日にちとしてはいつだったんですか。全協の前だったんですか、それとも後だったんですか。

じゃあ、詳しいこと、今さっき言われましたね。席が幾らだとか植え込みをすとか、10月

上旬だとか構造は鉄骨だとかさっき言われたんですが、全協のときはそういう状況は知っておられなかったわけですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 改めて申し上げておきますが、この事業者が用地を購入して契約を何もされてから、町長のところに、用地を買って、こういう事業を、葬祭事業を思いつくという報告があったということでございます。私自身は、まだホールを何席にしてどうするというようなことを、具体的なことを聞いた覚えはございません。ただ、葬祭会館をあそこですと。それから、地元の人の中で反対の御意見もあったり御要望をいただいておりますので、御迷惑をかけんように対応したいというようなあいさつがあったということでございます。

私の家にも一番組の人から電話がありました。今回こういうことがなされるようだが、町は知っておるのかということでございます。どうも一番組の皆さんが反対をなさっておるというようなことを、その電話で知ったわけなんですけれども、これは用地を購入なさって、もう私は葬祭会館を建設をするという業者からの報告を受けた後でございました。できるだけ地元の皆さん方の迷惑にならないように、私の方から業者にも伝えておきますから協力してあげてくださいということは言ったわけなんですけれども、その程度のことでございます。

○議長（足立 喜義君） 質問をまとめるようにしてください。

亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長、答弁の中で、今、法勝寺は一番組ではない、1区、2区になっておりますので、1区、2区というぐあいになっております。

一つは、私もこの1区の方、2区の方もだったかな、からどうなっちゃうだということは聞いたんですよ。実は、全員協議会という席で、町長にこのことについて聞いておられますかいったら、いや、詳細はわからない、あいさつには来られましたよということまでしかないんだがんといいことを言ってたんですけど、私も含めてなんですけども非常に疑問に思うのは、一般の家の私の近所でも、例えば私のところでも、私が何かやろうと思いつこうと思って、家を建てかえる場合には近所に行って、いついつからこういうことをやるけんとか、音が出すかもしれん、ごみを出すかもしれんということを書いて、聞かれたら、いや、こういう構想ですよということ。町長が、ただそれだけを言われたというのは非常に不思議なんです。そこでいろんなことがうわさとか……。

○議長（足立 喜義君） 質問時間がなくなりました。

○議員（13番 亀尾 共三君） 駐車場の問題なんかが、飛躍してこういうことが聞かれるんです

けども、最後に駐車場については公有地をどうされるのかということだけを。先ほどあったんですが、もう一回お願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。言葉が足りんといえは足りんかったわけですけども、もちろんどあいさついただいたときに、地元の区長さんはどなたですので、区長さんのところにはごあいさつなさいと。それから、プールがありますから、あそこは社会福祉協議会が施設を管理運営しておりますと。ですから、社会福祉協議会にもごあいさつなさいと。近隣の皆さんにはちゃんとあいさつして、問題が起きないようにはしなさいよというアドバイスぐらいは行っております、当然のことでございます。

それから駐車場のことなんですが、駐車場は、何回か来られましてね、一遍ではなく何回か来られて、その後、この裏の方で求めようとしたけれども合意が得られなかったということで、また前の方とか下の方に駐車場は確保するように準備をしておるといようなこともおっしゃっておられました。

それから、町の町有地ですけども、基本的にこれは町民が使うわけでありまして、公用で特別に駐車場を町が利用するとき以外は、町民の方が駐車場を御利用されることについてまでこっちが規制する考えはございません。大いに利用して、そして便利のいい町だなあと、地域だなあというようになってほしいなと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもって、本日予定しておりました一般質問は終わります。

_____・_____・_____

○議長（足立 喜義君） 以上をもって本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日13日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いをいたします。御苦労さんでした。

午後4時13分散会
